

平成 28 年 1 月 19 日

法制審議会民法（相続関係）部会第 9 回会議提出資料

相続預金に関する参考資料

三井住友銀行法務部

浅田 隆

本資料は、以下の各論文について、著者等の承諾を得て、部会審議の参考のために配布するものである。フランス、ドイツ、米国、韓国の相続預金法制に関する論文については、資料「相続預金に関する各国法令・制度」において本部会における議論に参考になるとと思われる部分を抜粋、整理して紹介している。

【出典一覧】

『金融法務事情』2030 号（2015 年 11 月 25 日号）

特集「これからの相続預金を考える—仏米韓の現状から—」（7・36 頁）

浅田隆（三井住友銀行法務部長）

「相続預金に関する改正提案—法制審議会民法（相続関係）部会における銀行界提案を中心に—」（同 8 頁）

デヴィ・ル・ドゥサール（外国法事務弁護士、フランス弁護士）

「フランスにおける相続預金の法制度および実務」（同 17 頁）

中田朋子（弁護士、ニューヨーク州弁護士）

「米国における相続預金の法制度および実務—遺言代行商品の発展—」（同 22 頁）

李松昊／慶紋瑄／洪廷昊（韓国弁護士）

「韓国における相続預金の法制度および実務」（同 32 頁）

『金融法務事情』掲載予定

藤原正則（北海道大学教授）

「ドイツにおける相続預金の法制度および実務」

以上

特集

これからの 相続預金を考える —— 仏米韓の現状から ——



アメリカ合衆国

フランス

韓国

相続預金手続といえば、今も昔も金融機関がもっとも頭を悩ませる問題の1つといえます。近時、預金類似の権利について当然分割を否定する判決が立て続けに出され、また、法制審議会（相続関係）部会においても、可分債権の遺産分割における取扱いが議論されるなど、我が国の相続預金手続について根本から考え直す時期に差し掛かっています。

本特集では、フランス・アメリカ・韓国と、制度も社会状況も異なる3カ国の相続預金手続の銀行実務を紹介するとともに、日本の実務上の問題点を踏まえた銀行界からの問題提起をすることで、今後の相続預金手続の在り方を模索します。

相続預金に関する改正提案 ——法制審議会民法（相続関係）部会における銀行界 提案を中心に——

三井住友銀行法務部長 浅田 隆

現在、法制審議会民法（相続関係）部会（以下「部会」という）にて相続法の改正が審議されており、第1回会議において、「預貯金等の可分債権の取扱い」が検討項目の1つとして提示された。預金は、我が国において個人資産の主要な部分を占めている場合が多いが、相続預金の法定相続分の支払をめぐる取扱いは、相続人全員の署名押印を求める「原則的」な銀行実務対応と、法定相続分による当然分割承継を認める判例理論との不整合から、問題を抱えている。そして、今後の改正審議が相続分の「柔軟化」を指向するのであれば、なおさら何らかの法的手当てが望まれる。そこで、筆者は、部会において、銀行界内での検討に基づき、①相続預金を全相続人の準共有財産として遺産分割協議の対象とする案（以下「案1」という）、および、②法定相続分による分割承継を前提とした払戻しについての免責を明確化する案（以下「案2」という）、の2種類の提案を行った¹。本稿は、この提案の内容や背景を、筆者の私見による補足説明を加えつつ²、紹介するものである。

1 はじめに

法務大臣からの「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問に基づき部会が設置され、今年4月から審議が行われている。主な

検討項目は、「配偶者の居住権の保護」「配偶者等の貢献に応じた遺産分割の実現」「遺留分制度の見直し」等であるが、預金に関しては、「預貯金等の可分債権の取扱い」という項目において、「可分債権は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であり、これを遺産分割の対象から除外するのは相当でないとの指摘もされている。この点について、どう考えるか」³と、検討課題の1つに挙げられている（部会での配布資料（以下「部会

1 配布資料につき、部会第5回会議の委員等提供資料「浅田隆委員「預金債権の可分性」の見直しに関する銀行実務の観点からの検討」（<http://www.moj.go.jp/content/001159607.pdf>。以下「本件配布資料」という）。

2 本稿は銀行界内の議論を踏まえているが、委員としての正式な見解は、本件配布資料および部会会議議事録を参照されたい。

資料」という) 1・4頁。以下「本件検討課題」という)。

相続法は、一義的には個人、家族、市民社会の在り方に関わる家族法の側面を有するが、他方で、個人の資産承継や、債権者など企業を含む各種利害関係者との利益調整を図る財産法としての側面も有する⁴。「配偶者居住権」という項目を例にとっても、当該居住権の存在が不動産流通を阻害しないか、対象不動産上の抵当権との対抗関係はどうかなど、本制度は経済取引に大きな影響を及ぼし得るものである。

さて、預金は、我が国の相続財産の主要な割合を占めている重要な資産である⁵。銀行にとっては、遺言信託を含めた資産承継ビジネスにおいて接することもあるが、何よりも顧客サービスの観点から、銀行窓口における迅速かつ円滑な相続手続の実施は経営上も重要な課題である。ところが、後述するとおり、相続預金に関する銀行の手続は、おおよその原則的な実務対応こそ形成されているものの⁶、可分債権に係る諸学説・判例の動向や、(遺言・分割協議など)相続処理をめぐる紛争や多様な個別事実(および、相続紛争についての当事者ではない銀行にとって、かかる個別的事実の実態は知り得ないという情報非対称性)などから、個別の事案処理方法は、必ずしも一律・明快なものとなっていない。また、本部会の審議を経て改正される相続法制が、配偶者の相続分や、特別受益・寄与分について、相続人間の実質的な衡平を図るために、現行法対比「柔軟化」⁷されるとすると、相続預金の取扱いも複雑化し、さらに上述の情報非対称性が高まる可能性がある。

そこで、筆者は、本部会の第1回会議において、本論点につき非常に強い関心を表明し⁸、それ以降、あるべき制度の方向性につき銀行界内(すなわち、全国銀行協会を事務局とする検討部会メンバー)にて検討を加えるなかで、現実的なアイデアとして浮かび上がってきた2つの案を本件配布資料として取り纏めた上、本件検討項目が審議される第5回会議にて、席上配布し、説明を行った。なお、当該部会においては、本部会の事務当局(法務省)作成に係る部会資料において、2つの案⁹(以下「法務省案」という)が提示された。

本稿では、筆者が提示した案(以下「本提案」という)につき、私見による補足説明を交えつつ、解説することとしたい。なお、本提案は、法務省案の提示を受ける前に作成されたものであるが、結果的に、本提案と法務省案は、(詳細な部分では異なるものの)方向性を基本的に同じくするものであった。本稿は、法務省案の内容を検討するものではないが、本提案と法務省案との比較を行うことにより、本提案に関する分析を深めることができる点を補足しておきたい。

2 現判例下の銀行実務とその問題点

(1) 現判例と銀行実務

相続預金に関しては、従来から、共有説と合有説の対立など様々な議論がされてきたが、本稿では、現在の判例理論と銀行実務およびその問題点について、簡単に述べる。

現在の判例のもとでは¹⁰、預金を含む可分債

3 かかる問題意識につき、相続法制検討ワーキングチーム「相続法制検討ワーキングチーム報告書」23頁。また、同第4回議事要旨3頁(<http://www.moj.go.jp/content/000123977.pdf>)も参照。

4 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続 [補訂版]』326頁(東京大学出版会、2004年)参照。

5 例えば、「第139回国税庁統計年報」(平成25年度版)251頁「相続財産種別 被相続人数、取得財産価額」(平成25年分)によれば、現金、預貯金等(3,254,798百万円)は、相続財産合計額(12,532,640百万円)の約26%を占める。

6 例えば、全国銀行協会ウェブサイト「預金相続の手続に必要な書類」(<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/7705/>)参照。

7 部会第1回会議議事録17頁〔筆者発言〕。また同19頁〔沖野真己委員発言〕も参照。

8 部会第1回会議議事録17頁〔筆者発言〕。

9 部会資料5・1頁「可分債権の遺産分割における取扱いについて」。

権は、相続が開始すると、法律上当然に分割され、各共同相続人がその法定相続分に応じて(遺言による指定がある場合は、当該指定に応じて¹¹⁾、権利を承継すると解されている(いわゆる「当然分割承継説」、最一小判昭29.4.8民集8巻4号819頁、最三小判平10.6.30民集52巻4号1225頁・本誌1526号44頁、最三小判平16.4.20本誌1711号32頁ほか)。そして、全相続人間で合意なき限り、預金債権は遺産分割の対象にならないので¹²⁾、各相続人は、その相続分に従って銀行に払戻し等の請求ができることになる。

現行実務上、この当然分割承継説は、相続人に対する葬儀費用等の便宜払いや、相続開始前の時点においても預金者が意思能力を喪失した等の場合に、推定相続人からの預金者の入院費用等の便宜払いの請求に対して、銀行が推定相続人の法定相続分を限度に払戻しに応じることを可能とする根拠となっている。また同様に、被相続人に対する貸金債権と相続預金との相殺を行い、もって早期に与受信取引の清算を実施する根拠としても機能する。

一方で、相続預金の払戻しに関する現行実務においては、当然分割承継説は貫徹されておらず、銀行は、相続人全員の署名押印を得た上で

相続預金全額を払い戻すことを原則としている¹³⁾。ただし、最近では、個別事案ごとに、遺言や遺産分割協議等の存否など一定の事実を確認して、民法478条に基づく免責を受けられる事案と判断できる場合には、法定相続分の払戻しに応じていることが多い¹⁴⁾。もっとも、銀行は、仮に一部相続人に対して法定相続分を支払えば、法的または事実上の紛争が生じる可能性があると考えられる場合は、慎重な対応を迫られることになる。かような紛争が生じ得る事案を、筆者なりに分類すると、①遺言がある場合(遺言者の遺言能力の有無、優先する遺言の存在、遺留分減殺請求権、遺言文言解釈等をめぐる紛争も多い)、また、遺言が存在する可能性につき主張がある場合、②遺産分割協議の対象となる可能性がある場合¹⁵⁾、③具体的相続分(特別受益(民法903条)、寄与分(同法904条の2))の主張がある場合¹⁶⁾、④死亡後の入出金がある場合(一部相続人が無権限で払い戻したとして紛争になることが多い)、これらに加えて、そもそも⑤当該預金の相続財産への帰属が争われる場合が挙げられる¹⁷⁾。

(2) 問題点

実際の銀行窓口の現場では、実に様々な相続

10 一般的理解として、最二小判平22.10.8(民集64巻7号1719頁・本誌1915号99頁。旧定額郵便貯金)に係る調査官解説(石丸将利「判解」『最高裁判所判例解説 民事篇 平成22年度』587頁が詳しい(とくに590～603頁、609～615頁))。

11 石丸・前掲注10・618頁注7は「指定相続分」につき明らかにしていないが、ここでは潮見佳男『相続法[第5版]』100頁(弘文堂、2014年)等を参照した。

12 福岡高決平8.8.20(判時1596号69頁)、東京高決平14.2.15(家月54巻8号36頁)。

13 前掲注6、石丸・前掲注10・592頁、畑中龍太郎ほか監修『銀行窓口の法務対策4500講(1)』1229頁(金融財政事情研究会、2013年)。古いデータであるが、相続預金実務に関する金融機関向けアンケートとして、「相続預金の実務処理に関するアンケート調査の集計結果と分析」本誌1394号50頁、「「相続時における投資信託の取扱い」に関するアンケート結果」銀法687号20頁のQ7参照。

14 最近の解説として、例えば、堂園昇平「相続預金払戻拒否による金融機関の不法行為責任リスクと実務対応」本誌2026号8頁以下に詳しい。

15 民法909条ただし書の適用局面は多いと思われるが、実際には、一部相続人が分割協議・審判等を主張して紛争に発展することが散見される。東京地判平9.5.28(本誌1506号70頁)は、分割協議成立の余地がある間は銀行の払戻拒絶の適法性を肯定したが、一方で、東京地判平26.6.6(本誌2023号107頁)は否定した。なお、分割協議が成立した場合は、分割協議は全員の合意によるものであるから、銀行は分割協議の内容を確認し、預金を取得することになった相続人のみを相手方として払戻手続を実施する。

16 最一小判平12.2.24(民集54巻2号523頁・本誌1587号66頁)は、具体的相続分につき確認の利益がないと判示し、それ自体、実体法上の権利関係であるとは言えないとされる。しかし、實際上、かような主張を基にした紛争に銀行が巻き込まれる事案は多い。

に関連する事象や主張に接する。そもそも、紛争当事者たる相続人と異なり、預金債務者にすぎない銀行は判断に必要な情報をすべて取得できる立場になく、民法478条や預金約款による免責規定の適用可能性の見極めは容易ではない。しかも、(通常の無権限引出事案では、問題となる対象金額は、複数の払戻手続における、預金の一部の払戻金額にとどまることが多いのに対して) 相続紛争の対象となる預金は当該被相続人のすべての預金対象となり、しかも1回の手続で処理されることから、相続手続における銀行の二重払いリスク量は決して小さくない。よって、一部相続人からの相続分払戻しの請求を拒否せざるを得ない場合がどうしても残る。

一方で、銀行が保守的な判断をした結果、それが不適法な払戻拒否であるから、債務不履行責任を負うとして遅延損害金の支払を求められることがあり、また判決でかかる請求が認容されることも多い(加えて、最近では、払戻拒絶が不法行為であるとして、弁護士費用の請求まで認められた事例がある。大阪高判平26.3.20本誌2026号83頁)。とくに近時は、相続預金をめぐり銀行が当事者となる訴訟事案は増加している¹⁸。

上述の状況は、相続人にとっても問題である。預金は、本来は、分割協議の調整資産として有用である¹⁹べきところ、当然分割承継説では遺産分割の対象とならないので、不動産など

分割困難な資産が相続財産の太宗を占める場合はとくに、分割対象資産の分割協議等が実際上困難となる。また、多額の特別受益により具体的相続分がゼロであるような場合でも、判例上は具体的相続分は遺産分割の前提として位置付けられるにすぎず実体法の権利性を有さないとされるので²⁰、当然分割承継された預金について修正が困難であることから、不公平な結果が生じることが指摘されている²¹(多額の寄与分により具体的相続分があるが、分割対象資産が少ない場合も、同様である)。一方、当然分割承継説が預金実務において貫徹されるならば、相続人は、分割協議をまずに迅速に預金承継が可能となるはずだが、上述のとおり銀行実務が置かれた状況のため、必ずしもこのメリットを享受することはできないのが実情である。

3 提案内容(案1)

(1) 改正の方向性

以上にかんがみると、現在の判例法理は、銀行はもとより相続人にも、不合理な負荷や結果を課している。比較法の観点からしても²²、筆者はかような問題が海外に存在していると側聞したことがないが、例えば英米法では、遺産管理人(人格代表者)による債権・債務の清算がなされるので、この場合、銀行は当該管理人を相手に手続を行えば足りるとされる²³。また大

17 相続放棄(民法939条)、限定承認(同法922条)、相続人の欠格・廃除(同法891条・892条)のケースもあるが、他の相続人に当該事実があったとしても、通常は、これにより相続分が増加し得る他の相続人が自己の法定相続分を限度に払戻請求することの障害にはならない。

18 公表統計数値は見当たらないが、その事実(と問題点)を示すものとして、例えば吉谷晋「金融取引の相続—最三小判平26.2.25などの最近の判例を題材に一」本誌2000号186頁、三上徹「利息と銀行実務」本誌2023号17頁。

19 前掲注3参照。

20 前掲注16参照。もっとも、實際上、銀行に対する訴訟等において、相手方から具体的相続分を主張されることは多い。

21 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリスト10号124頁。

22 相続一般論として、内田・前掲注4・393頁、部会第2回会議の配布参考資料3・商事法務研究会「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書」(平成26年10月。<http://www.moj.go.jp/content/001146513.pdf>)。

23 アメリカについては、本誌本号22頁の論文を参照。本論文については、別途詳細に検討したいが、筆者にとって興味深かったのは、(州ごとに異なる可能性はあるが)一般的には、プロバイトの場合では、銀行は、裁判所によって選任された「人格代表者の遺産管理口座に送金して終わりのよう」で、それ程複雑な問題は存在しない模様である点、また、プロバイトでない場合(ノンプロバイト)であっても、免責条項などの金融機関の保護規定が置かれている点である。

陸法系諸国においても、それぞれの制度や運用で工夫がなされているのではないかと推察する²⁴。相続法は、その沿革や民法全体の整合性を考慮しなければならないことはもちろんであるが、上述の問題がある以上、この機会に可能な範囲で法改正による手当てを考えるべきである。そして、部会の審議において、法定相続分、具体的相続分、寄与分・遺留分について、相続人等の貢献などの実質的・多面的な要素を勘案した調整が図られる規律が導入されれば、上述の相続預金をめぐる問題はより複雑になるので、本論点の解決の必要性はさらに高くなるだろう。

以上の問題関心を前提に、預金を念頭に、相続された可分債権の取扱いにつき銀行界内で検討した結果を受け、筆者は、前述のとおり①相続預金を遺産分割協議の成立を待って支払に応ずるという「案1」、また、②法定相続分を弁済すれば、債務者は免責を受けられるとする「案2」を提案した。両案とともに、さらに細部の検討を要する「考え方」レベルのものであるが、案1にて相続預金の取引の静的安全性を重視する方向性を、案2にて動的安全性を重視する方向性を示したと考えている。以下、詳述する。

(2) 案1の内容

案1は、預金を相続人間で準共有される財産

として遺産分割協議の対象とし、遺産分割の成立まで各相続人の権利行使はできないとする制度設計である。本案は、預金資産を遺産分割対象とすることにより、遺産分割の基準（民法906条）による具体的相続分に沿った遺産分割の実効性が確保されるという点で、相続人にとっての利益にもなる。また、銀行にとっても、各相続人単独での権利行使が認められなくなり（同法251条）、遺産分割協議の成立を待って支払えばよいことから、紛争等に巻き込まれたり二重払いリスクを負ったりする事態は減少しよう。

理論面では、「準共有構成」の方向性を指向する近時の学説を参考にするところが多い²⁵。筆者としては、とくに米倉明教授が示される法解釈²⁶（最高裁判決において示された当然分割承継説はいずれも傍論にすぎないことを指摘された上、民法264条ただし書でいう「特別の定め」は、同法427条ではなく、898条などの相続法規定を指すと主張される）および利益衡量の分析は、傾聴に値すると考える。

また、法政策として考える際には、経済的実質の側面から、他の金融商品・手段との整合性を考慮する必要がある。すなわち、最高裁は、預金と近い経済機能を有する相続財産について、現金（最二小判平4.4.10本誌1330号32頁）²⁷をはじめ、株式（最大判昭45.7.15民集24巻7号804頁）、旧定額郵便貯金（最二小判平

24 フランス、韓国については、本誌本号17頁・32頁の論文を参照。両論文については、別途詳細に検討したいが、筆者が興味深かったのは、フランスにおいては、被相続人口座を把握することができる制度や、公証人の相続手続における大きな役割、少額遺産に係る一定の預金の早期払戻し制度の法制化などがあり、相続預金は「もはや大きな問題はなくなっているようである」とされる点である。また、韓国においては、判例は当然分割承継説を取る一方で、銀行実務は全員連署を原則としており、準占有者に対する免責に依拠した対応や、かような銀行実務に批判があるなど、我が国の伝統的な状況と類似している点である。なお、ドイツについては、預金に関する詳細な論考は見当たらないが、「相続人は、遺産裁判所に申し立てて、相続人の相続権や相続分について証明書（相続証書。§ 2353-2370）を発行してもらうことができる。相続証書は、…遺産について銀行等と取引する場合に、その提示が求められる」（浦野由紀子「第1部 ドイツ法」・前掲注22報告書・1頁）と紹介されている。この記述からは、裁判所の関与によって預金相続の手続が比較的容易になされているのではないかと推察される。

25 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続—当然分割帰属なのか—」法学雑誌タートンヌマン 6号1頁、窪田・前掲注21・125頁、山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」本誌2009号55頁、潮見佳男「判批」本誌2025号（金融判研25号）58頁など。

26 米倉・前掲注25・とくに7頁から、18頁から、21頁からの箇所参照。

27 本事案は、遺産管理人が保管している対象「金銭」を銀行に預金した事例であるが、当該預金にて遺産たる金銭の管理がなされているだけで、当該資産財産の性質が変容したと捉えるべきでないとする（道垣内弘人「判批」水野紀子ほか編『家族法判例百選〔第7版〕』137頁（有斐閣、2008年））。

22.10.8 民集64巻7号1719頁・本誌1915号99頁)、投資信託受益権や個人向け国債(最三小判平26.2.25民集68巻2号173頁・本誌2004号98頁)の金融商品について、分割承継を否定している。ところが、これら金融資産と預金は、実質上、究極的には金銭の価値を把握する意味で同質であり、換価性も相対的な差異にとどまる(その容易換価性に着目して預金を特別扱いする考え方もあろうが、定期預金も期限前弁済が制限されている)。法理論上も、普通預金および定期預金は、最一小判平21.1.22(民集63巻1号228頁・本誌1864号27頁。預金取引経過開示請求事案)によれば、単純な可分債権たる預金債権だけでなく、委任または準委任契約の性質も有するところ、その契約上の地位は、可分債権でなく、相続の開始により準共有されることになることとされている。こう考えると、預金債権と預金契約の密接性にかんがみれば、上述の金融資産・商品について最高裁が採用した判例理論の射程に預金債権も入ると考えることもできよう²⁸。

なお、預金債権を「不可分債権」²⁹とみなすことにより「準共有」とする構成も考え得たが、今年度通常国会に提出された民法(債権関係)改正法案(以下「改正民法案」という)では、現行民法428条の当事者の意思表示による不可分債権の規定が削除されるため、相続人全員の合意により預金が「不可分債権」に転化し遺産分割の対象になるといった法律構成³⁰は、不可能になる。すると、相続金銭債権が当然分割されないと論理付けるには、法令の規定または当事者の意思表示による連帯債権となるか(改正民法案428条、432条)、案1のような新設

規定により準共有状態とするかのいずれかと思われるところ、前者の構成(現行法上は不可分債権、改正民法案のもとでは連帯債権)を採ると、現行民法・改正民法案のいずれのもとでも、各債権者(相続人)が全債権者のため履行請求ができ、債務者(銀行)は全債権者のために1人の債権者(相続人)に対して履行できるという問題が生じてしまう。そこで、後者(準共有)の構成が、預金を遺産分割の対象とするにあたって適切な法律構成であると考えた。また、過去有力であった合有説の採用も十分検討に値するが³¹、民法の条文にない規律であり、法制度上立案が困難であろうこと、また他の資産の「(準)共有」規律(民法264条、898条)との整理も必要となるので、採用しなかった。

(3) 案1の課題

もっとも、現実には、「遺産分割協議中ではあるが当面の生活資金を確保したい、あるいは被相続人の入院費用の支払や自己の相続税の納税などに充てたい」という相続人からの要望は無視できないものがある。また、一部の相続人が行方不明である場合や意思無能力かつ法定代理人が存在しない場合には、遺産分割協議の成立までに時間がかかる。さらに、このような案を採用することで、相続開始後相当の期間にわたって払戻しを受けられなくなることを危惧し、相続人が預金者の死亡を秘して(ATM等を用いて)払戻しを受けることが多くなれば、かえってトラブルを惹起する機会が多くなる懸念がある。したがって、案1を採る場合には、払戻しの安定性確保および資力を欠く相続人保護の見地から、何らかの仮払請求権の法制化を

28 川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名古屋大學法政論集254号932頁は、預金口座が準共有されるのであれば、口座内の預金債権も準共有になると解すべきではないかと述べる。

29 「不可分債権」の概念については多様な用いられ方がある(概念整理につき、中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅶ 2012年後期』19頁(日本評論社、2013年))が、本稿の検討における「不可分債権」は、民法428条という不可分債権を指す。そして、案1は、相続預金につき、中田教授が言う「共同債権」(債権者全員が共同してでないと行使できない債権)にすることを指向している。

30 東京地判平9.10.20(本誌1513号58頁)など。また、東京家裁家事事件研究会「昭和57年3月31日協議結果(のうち多数意見部分)」家事審判研究会編『判例家事審判法』3巻3454ノ4頁(新日本法規出版、1974年)。

31 最近の議論整理として、小粥太郎「遺産共有法の解釈—合有説は前世紀の遺物か?—」論究ジュリスト10号112頁。

検討する必要があると思われる³²。

また、債権者側の課題としては、分割協議中の債権が「準共有」状態であった場合に、相殺や差押えが可能かは定説を見ないので、この点を検討する必要がある。ちなみに、相続された共有不動産の差押えについては、相続債権者または相続人の債権者が債権者代位権を行使して法定相続分に従った持分登記を経由し、当該相続人の持分に対して差押えをする方法が認められている。預金債権等の債権においても、これと同様の方向性にて整理するか、債権特有の独自の制度設計を要するかは³³、今後の検討事項であろう。

(4) 法務省案（乙案）との比較からの示唆

法務省案は可分債権一般を対象とするものであるが³⁴、そのうち乙案は、「相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権を行使することができない」とするもので³⁵、案1と方向性を同じくするものと言えよう。取引の静的安全性のため、単独の権利行使を制限する手法として、案1は、相続預金債権を準共有債権とする性質変更（道具立て）を用いることにより実現しようとするのに対し、乙案は、「行使することができない」と直截に規定する（ただし、その法的構成は、少なくとも筆者にとって、明らかでない）。筆者としては、両案の効果に大きな違いはないようにも見えるが、今後、準共有概念

を用いることによる副次的な差異等³⁶を精査して、その相対的な優劣を評価するのがよいと考えている。

4 提案内容（案2）

(1) 案2の内容

案2は、預金債権につき、預金の可分性を維持しつつも、相続人間の公平性を確保するために遺産分割の対象とし、その上で、遺産分割の成立までの間は各相続人の権利行使は妨げられないものとし、かつ、各相続人の請求を受けた銀行は、相続人から最初の請求を受けた時点の債務残高³⁷につき、法定相続分に応じた弁済をすれば免責されるとする制度設計を提案するものである。

案2は、とくに学説での議論を背景にするものではないが、支払免責の蓋然性が認められる限りにおいて、一部相続人からの請求に対し、法定相続分の払戻しを認めている近時の銀行実務をベースにして設計されている。案2は、当然分割承継説による迅速な払戻しへの期待が、銀行に生じる上述の二重払いリスクや訴訟巻き込まれリスク（に基づく遅延損害金負担）等のため減殺されていることを考慮し、弁済免責の効果や範囲を明確化することによって、銀行にとっては、相続人からの理解を得つつ当該リスクを軽減し、相続人にとっても、その反射的効

32 米倉・前掲注25・49頁も、かかる仮払い（便宜払い）を支持される。

33 窪田・前掲注21・125頁は、（一定の）熟慮期間内の遺産分割であればそれ以前になされた差押え等との関係でも遡ってそれを覆すことが可能とし、他方、熟慮期間経過後については法定相続分での差押え等を有効とするという制度設計を提言されている。

34 本提案は預金を念頭に置いているのに対し、法務省案に係る可分債権一般は、存否が争われやすい不法行為債権や譲渡可能債権等も含まれる。適切に可分債権通則を設計できるのであればよいが、仮に、預金債権の特徴や経済実態上の重要性から、より適切な法制度の構築が有益であれば、改正民法案において預貯金の特則が設けられたことにも照らして、相続預（貯）金の特則を設けることも十分考えられよう（拙稿「消費寄託」本誌2024号45頁注62参照）。

35 部会資料5・2頁。

36 例えば、前述3(3)記載の課題のうち、仮払請求権のような制度設計の必要性は乙案でも必要であろうが（部会資料5・4頁）、それぞれの法的構成を詰める必要があろう。なお、差押え、相殺の可否の課題に関しては、乙案では債権者の権利行使は制限されないので、現行どおり可能という結論となるようである。

37 少なくとも（最初の）相続手続の請求があれば、銀行は預金払戻しを制限するオペレーションをするので、原則として、それ以降は預金残高は減少しない。

果として、迅速、確実な払戻しを実現できることを企図している。預金が遺産分割の対象とされれば、法定相続分に従った預金払戻し後に、別の相続人から、「遺産分割の結果として法的相続分と異なる預金の帰属が定まったから当該預金の払戻しは無効である」と主張されるなどして、銀行が二重払いリスク等を負う局面が増加すると考えられ、実務上耐え難い。したがって、免責規定は必要であるところ、この場合、上述2(2)のとおり現行の民法478条等による免責では迅速、確実な弁済のためには限界があるので、より明確な規定が必要となると考えた³⁸。

案2における弁済免責については、相続人間での実際上の紛争（指定相続分や具体的相続分の主張、相続開始後の相続人による払戻受領分の調整等）における主張にかんがみ、①各相続人の請求可能割合を「法定相続分」であることを明確にし（すなわち、指定相続分や、具体的相続分の主張は法律上明確に排除される）、さらに、②分割払戻しの対象預金額を請求時残高とする（すなわち、相続開始時残高基準としたならば、相続開始後の無権限払戻し等があった後に各相続人から請求を受けた際に、預金残高が不足することがあり、その場合は銀行は払戻しを拒絶せざるを得なくなってしまう）ことを明確化する。これにより、民法478条に依拠する現行の銀行実務と比し、指定相続分等の主張や相続開始後払戻し³⁹につき、善意無過失要件充足の可否を確認しなくとも、それらは相続人間の問題であるとして、迅速な払戻しが可能となる。

(2) 案2の課題

法定相続分と指定相続分等との差異や、相続開始後の変動分の帰属に関しては、その後の遺

産分割協議等により調整されることを想定している。このため、①払戻しを受けた相続人に遺産分割の結果に応じた分配義務を課す旨の規定、または②払戻しを受けた相続人は、当該払戻行為につき全相続人の法定代理人であるとなすといった規定が必要ではないかと考える。

また、かかる調整義務を課したとしても、これによる支払義務を負う相続人がいったん受領した金員を費消したまま支払能力を喪失した場合は、實際上、他の相続人の保護に欠けることになることに留意する必要がある。

(3) 法務省案（甲案）との比較からの示唆

法務省案のうち甲案は、主に、①可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができる、②遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めることとする、③相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除することとするを提案内容としている。

甲案と案2とを比較すると、①法定相続分の迅速な弁済が可能となること、②具体的相続分との調整は分割協議で行われること、③相続開始後の弁済受領分の調整は相続人間で行われるといった共通点があり、両案は親和的と言える。一方で、甲案は債権者の権利行使の観点から規定がなされており、案2は弁済を行う債務者の視点（免責）からの提案であるという違いはある。また、甲案は、債務者との関係につき、法定相続分を超える支払に関しては、民法467条と同様の債務者対抗要件の有無で処理することとして⁴⁰、債務者保護につき配慮を払っ

38 なお、「債務者は、供託すればよいから、可分債権を遺産分割の対象としても、債務者との関係で深刻な問題は生じないのではないか」という見解もあるが（前掲注3・相続法制検討ワーキングチーム第4回議事要旨3頁）、実際には債務者において債権者不確知状態にあることの立証が求められるし、払戻請求から供託までの間の遅延損害金の負担もある。しかも、供託実務は、相続人の範囲は判明しているが具体的な取得分が不明である場合には、債権者不確知供託を認めない。

39 なお、相続人ではない第三者による無権限払戻しについては、相続財産を減少させる事態であるから、相続人間の調整問題ではなく、依然として、銀行に民法478条が適用されるかの有無で決せられる問題である。

ているが、迅速な弁済の実現の観点から、なお、いずれの案が妥当であるか精査する必要がある。

加えて、相続開始後に相続人に対する弁済があった場合の処理について、甲案では、相続開始時点残高を基準にして、法定相続分の払戻しを許容することになるのに対し、案2では、請求時残高を基準とした法定相続分の払戻しにとどめる。預金については、キャッシュカードを管理する（またはたまたまこれを管理下に置いた）相続人によるATMでの払戻しが日常的に行われていることにもかんがみ、実務上、いかなる差異をもたらすかも精査する必要がある⁴¹。

におかれては、相続預金の重要性にかんがみ、是非、活発な議論やご批判を頂戴したい。

（あさだ たかし）

5 おわりに

本提案については、上述のとおり課題が残っている。筆者は、法務省案はもちろんのこと、本号で紹介された諸外国の法制度や運用・経験を参考にして⁴²、検討を加える予定である。また、相続預金の承継に関する本提案に加え、銀行界からは、相続預金業務や遺言関連業務の改善の観点からのため、自筆証書遺言の保管制度や遺言執行者の権限に関する提案も行ったが、その一部については既に部会において検討項目として採り上げていただいている⁴³。

以上の検討項目の本格的な検討は始まったばかりではあるが、審議日程に限りがある。各位

40 部会資料5・3頁。

41 例えば、相続人が配偶者と子2人、相続開始時の預金残高が120万円、相続開始後に配偶者がキャッシュカードを用いて40万円の弁済を受け、その後の残額80万円について、各相続人から払戻請求があるという事案を想定する。案2だと、ひとまず相続人それぞれについて40万円（配偶者）および20万円ずつ（子）の払戻しが可能となり、ATMによる弁済額40万円の調整は、当該資金の用途（被相続人の入院費用など相続人全員の負担に帰すべきか vs. 配偶者が自己のために利用したかなど）に応じ、爾後に相続人間にて調整されることになる。一方、甲案だと、残高80万円に対し銀行は最大計120万円（配偶者から60万円、子から30万円ずつ）の払戻請求を受けることになるので、ATMによる弁済額の用途に応じた具体的配分が確定されない限り、上述4(1)記載のとおり、銀行は払戻しを拒否せざるを得なくなるから、必ずしも迅速な弁済が実現できないのではないかという疑問が生じる。

42 本誌本号掲載のフランス、アメリカ、韓国に関する紹介は、いずれも我が国の法制度の検討において参考になると思われる（前掲注23、24参照）。もちろん、検討の際には、各国ごとに、相続法を含めた民法全体の規律、立法経緯はもとより、社会環境、国民の意識や、司法インフラが異なっていること（水野紀子「日本相続法の現状と課題」論究ジュリスト10号99頁は、例えば、インフラとしての日本の戸籍を「比類のない身分登録簿」として指摘する）をよく考慮に入れる必要がある。

43 部会第5回会議の委員等提供資料「浅田隆委員「遺言に関する銀行実務の観点からの検討」」、部会資料6参照。

フランスにおける相続預金の法制度および実務

外国法事務弁護士 デヴィ・ル・ドゥサール

銀行口座の所有者が死亡した場合の取扱いについて、フランスではもはや大きな問題はなくなっているようである。これまでの様々な改正を通して、今日では、相続人は、被相続人名義のすべての銀行口座を知ることができ、それらの口座から遺産保全のために必要な種々の債務や葬儀費用を支払うことができる。比較的少額の遺産については、速やかな処理のための特別規定が最近導入された。

1 はじめに

近親者が亡くなった場合、遺族は、短い期間内に多くの手続を行わなければならない。例えば、できるだけ速やかに（通常7日以内）、被相続人が口座を保有していた銀行に連絡を取る必要がある。

被相続人が保有していた口座についての情報を持たない場合、遺族は、「情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）」¹に銀行口座の全

国登録簿（FICOBA）²の調査を依頼することができる。最近の改正³では、さらに、休眠口座や未請求の保険金請求権が漏れるのを防ぐために、担当の公証人と税務当局との協議を義務的なものとした。その結果現在では、処理を委任された相続⁴の対象遺産の特定の任に当たる公証人⁵は、被相続人の名義で保有されているすべての銀行口座を把握するために税務当局が保有する情報を取得する目的で税務当局と協議することを要求される。相続の確定のために、相続人もまた、税務当局から同様の情報を取得

1 CNILは、個人データの保護に責任を負うフランスの独立行政機関であり、1978年1月6日付フランスデータ保護法（French Data Protection Act）のもとに創設された。

2 FICOBAは、あらゆる種類の口座（銀行、郵便、貯蓄その他）を特定するために使用され、権限を認められる者に特定の人または組織が保有する口座に関する情報を提供する。フランスの最高行政裁判所であるConseil d'Etatは、2011年6月29日 付 判 決（CE-n° 339147-10th and 9th subsection in combined mode-Ministry of Budget, Public Accounts and Reform of the State against spouses A）の中で、被相続人保有の口座の残高の相続人としての配偶者の地位において、彼らは本登録簿にアクセスする権利を有すると判示した。

3 Act No. 2014-617 of 13 June 2014 on inactive bank accounts and unclaimed life insurance policies.

4 公証人は、関係両当事者が公的機関の行為に係る真实性の保証を与える必要があるか、またはそのことを要求する対象の契約書その他のものの提出を受け、それらの日付を確認し、預託物を保管し、かつそれらのコピーを引き渡す権限を持つ公職である（Ordinance No. 45-2590 of 2 November 1945 concerning the status of notaries）。

する⁶。

被相続人が口座を保有していた銀行が特定されたら、相続人または委任を受けた公証人は当該金融機関に、死亡証明書、家族手帳（livret de famille）もしくは出生証明書抄本、被相続人の支払手段（共有口座でない場合の未使用の小切手帳）、クレジットカードおよび被相続人が加入していた保険証券が存在すればその原本を提出することになる。

通常、被相続人の口座がある銀行支店が口座関係のファイルを当該銀行の相続部門に送付する。そして、この相続部門が、当該相続に関する主な担当部署となる。同部門は、遺産の構成部分たり得る被相続人の当該銀行に係る金融資産（資産と負債）のすべてについてのリストを作成し、被相続人の口座の決済手続（死亡日における元本と利息の金額の計算）を進め、その結果を相続人、ならびに（いる場合は）担当の公証人と税務署に報告する⁷。

下記2に概要を述べるように、被相続人の銀行口座は当該銀行によって凍結され得る。それがなされた場合、凍結された資金は、下記3に概要を述べるように相続確定と同時に凍結を解除される。ただし、被相続人の口座に関する一定の処理については、下記4に概要を述べるように、相続確定を待たずに行うことができる。

2 被相続人の銀行口座の凍結

銀行が自行口座の保有者が死亡したことを確

認した場合、当該銀行は、被相続人の銀行口座を凍結することを要することがある。そうした場合、原則的にその後、被相続人の銀行口座への預入れとそこからの払戻しは一切なされない（ただし、死亡前に被相続人によってなされた小切手の振出またはクレジットカードによる購入についての支払、および死亡前に発生している債務（例えば電話料金や税金）の支払についてはこの限りでない）。なお、銀行口座凍結義務の程度は、当該口座が個人口座（下記(1)）、共有口座（下記(2)）または非分割性口座（下記(3)）のいずれであるかによって異なる。

(1) 個人口座の完全な凍結

銀行は自行口座の保有者が死亡したことを確認したら直ちに、その個人が自身の単独名義で自行に保有した一切の個人預金口座を凍結する。そして、その遺族は、被相続人の支払手段（小切手帳や銀行カード）を速やかに銀行に返還する必要がある。代理権も消滅し、被相続人からその口座に関する代理権を付与されていた者は、もはやその権限を行使することはできない⁸。ただし、下記4に述べるように、口座が凍結された場合においても、一定の債務については相続確定までの間に支払をすることが認められる。

(2) 明示の要請に基づく共有口座の凍結

被相続人の共有口座——すなわち、被相続人と他者（通常は配偶者もしくはパートナー）の

5 遺産特定の作業への公証人の参加は、次の3つの場合にのみ必要である。①不動産が存在する場合（不動産証書の作成の場合）、②遺産の総額が5000ユーロ以上の場合（相続人としての地位を証明するための悪意者の行為の確認）、③配偶者間に係る遺言または遺贈がある場合。議会報告書（report on the proposed law on dormant bank accounts and life insurance policies (No. 1546)）によると、公証人の介在は、任意である場合でも、相続事案の88%で見られる。

6 Article L151B of the Tax Procedure Book.

7 銀行は通常、その関与につき、遺産の価額に比例した割合の手数料を請求する。かかる「相続処理料」は、相続人からの異議の対象となっている。フランス銀行利用者協会によると、2014年に、同協会には、被相続人の保有した銀行口座の解約については、普通の銀行口座の解約の場合と同様に手数料を課せられるべきでないとの相続人からの800件以上の意見が寄せられた。

8 重大かつ合法的な利益により正当化されるなら、被相続人の存命中に公正証書による死後効力委任を行うことができる。それによる代理人は、委任対象の遺産の全部もしくは一部を特定された1名もしくは複数の相続人に代わって管理する。かかる委任は2年または5年間有効で、その後裁判官の決定により効力を延長され得る（フランス民法812条以降）。

共同名義で開設された口座——についての口座契約書には一般に、共有者死亡の場合の取扱いが定められている⁹。通常、かかる契約書においては、相続人または1名もしくは複数名の相続人から委任された公証人による要請がない限り、共有口座は凍結されないこと、および当該口座は生存者の共有口座として（または生存者が1名の場合は、当該生存者の個人口座として）存在し続けることが定められている。そのような条件のもとに、被相続人以外の共有口座名義人は当該口座を使用し、口座からの預金払戻しを行うことができる。

共有名義人の片方が死亡した場合、当該死亡日において、原則として、口座残高の半分は被相続人に帰属しており、最終的な相続手続の完了まで使用され得ない。生存しているほうの共有名義人がその部分を使用しないようにするために、相続人は口座の残額の半分以上を凍結するよう銀行に要請することができる。この場合、当該口座は、その範囲で相続確定まで凍結される。相続人が口座の分割の措置を行う場合、委任を受けた公証人は通常、夫婦財産制または相続順位を定める法規定に従って、被相続人に属する金額が誰に支払われるべきかを銀行に通知する。

(3) 非分割性口座 (comptes indivis) の完全な凍結

非分割性口座（すべての共有名義人の明示の同意がなければ利用ができない共有口座）の場合、銀行が共有名義人のいずれかの死亡を（遺族または公証人を通して）確認次第、当該口座は凍結され、さらなる払戻しまたは預入れはなされ得ない。かかる口座凍結に例外はなく、これは、代理人が存在するか否か、また残りの共

有名義人が1名であるか否か（単独の生存共有名義人が被相続人の配偶者である場合も含む）にかかわらない。

3 相続確定時における預金の払戻し

口座に存在する預金の払戻しは、通常、相続確定と同時に可能となる。これは、口座内の預金が払い戻されるのは、相続表明書¹⁰の作成と税務署への提出を含め相続に関するすべての手続が完了した後のみであることを意味する。

公証人が指名された場合、公証人は通常、銀行に対して銀行が誰に対して口座の預金をいくら引き渡すべきかを郵便で通知する。遺産分割の合意が結ばれない場合、銀行は通常、（今後銀行は一切責任を負わないという内容を記載した）免責書に公証人が署名することと引換えに口座の預金を公証人に一括して引き渡し、その後公証人が相続人に当該金銭を配分する。遺産分割合意が結ばれた場合は、銀行は口座の資金を当該合意の規定に従って各相続人に引き渡す。

公証人が指名されない場合、相続人自身が銀行へ指示を与える。ただし、免責書への署名と引換えに預金を引き渡す前に、銀行は、引渡し先として指示された者が実際に相続人であることおよび指示されたとおりの遺産分割合意がなされていることを確認しなければならない。相続において、相続人たる地位はいかなる手段によっても証明することができる（フランス民法730条）。総額で5335.72ユーロ未満の最も軽微な相続の場合¹¹、相続人は、自己の相続人資格を地方自治体から発行された相続証明書を提出することによって証明することができる。

ただし、かかる相続証明書はしばしば取得が

9 2010年にINSEEによって公表された調査によると、1名または複数名の実質的なパートナーを持って1年以上共同生活を行っているカップルの内、ほぼ3分の2が彼らの全収入を共同のものとして表明している（"The pooling of incomes by couples," by Sophie Ponthieux, division of household living conditions, INSEE）。

10 相続表明書は、相続人本人または担当の公証人が作成し、主に相続税の計算（必要な場合は調整される）に使用される。相続表明書は、被相続人の死亡地がフランスの場合は死後6カ月以内に、また死亡地がフランス以外の場合は死後1年以内に提出されなければならない（フランス税法641条）。

11 Ministerial circular of 30 March 1989 on the simplification of regulations for the payment of public spending (http://www.legislation.cnav.fr/Pages/texte.aspx?Nom=CR_MIN_30031989)。

困難である。市長などは、十分な情報が提出されていないと感じる可能性がある。その結果、相続証明書交付の申請は60%程度が拒否されており、公証人による宣誓供述書の作成を求めるしかないのが実情である¹²。

このことから、一部の人は、公証人による相続の費用等を考慮して相続を諦め、被相続人に属したすべての動産を含む遺産を、家族にとってかけがえのない思い出の品々とともに放棄する結果となっている。このゆえに、少額の遺産についての新たな相続規定の採択の必要性が感じられていた¹³。

相続人が、税務上非居住者となっている場合は、特別の書類が要求される可能性がある¹⁴。

4 少額の遺産に係る一定の預金の早期払戻し

司法と家庭の分野における法と手続の近代化および単純化に係る2015年2月16日付法2015-177 (Law No. 2015-177 of February 16, 2015 on the modernization and simplification of law and procedures in the areas of justice and home affairs) 4条は、少額の遺産に関して、下記(1)に述べるように被相続人の銀行口座にある預金の払戻機会を増大させ、また下記(2)に述べるように相続人によって提出されるべき証拠を簡易化した。

(1) 被相続人の口座内預金の払戻可能性の増大

上記法は、一定の人々が、相続確定を待つことなく被相続人の銀行口座から預金を払い戻すことを認めている。これに関しては、従来から、通貨金融法 (Monetary and Financial Code) L. 312-1-4条は、被相続人の葬式を執り行う立場にある人が、関係の請求書を提出することにより、葬儀費用の全部ないし一部につき被相続人の銀行口座から預金の払戻しを行うことができることを定めていた¹⁵。

司法と家庭の分野における法と手続の近代化および単純化に係る2015年2月16日付法2015-177号による修正を受けて、通貨金融法L. 132-1-4条は現在、第1に、被相続人の直系親族たる相続人はいずれもフランス民法7841条に定める保全措置に関する支払を被相続人の口座から行うことができることを定めている。かかる支払の対象には、被相続人の葬儀費用、最終医療費、被相続人に対する税金、賃料および早急に支払われるべきその他の相続債務が含まれる。これらの支払に係る払戻しは、請求書、葬儀の注文書または納税通知書の提出に基づいてなされる。

通貨金融法の上記規定は、動産と不動産の両者を含む遺産への適用を意図されているが、総額で5000ユーロを超えない範囲の支払を対象とする¹⁶。

第2に、修正された通貨金融法L. 132-1-4

12 宣誓供述書の作成には、税金を含め70.20ユーロの費用がかかる。また、手続料その他追加的経費が必要になる可能性がある。Decree No. 78-262 of 8 March 1978 fixing the rate of notaries.

13 Reasons (exposé des motifs) for the Law No. 2015-177 of February 16, 2015 on the modernization and simplification of law and procedures in the areas of justice and home affairs.

14 相続人が外国居住者である場合、一般に以下の書類が必要である。①公証人もしくは所轄当局作成の宣誓供述書（これには、氏名、住所、婚姻関係および相続分割が記載される）、②フランスでの相続税支払またはその免除を証明する書類（動産・不動産の両者を含めフランスにあるすべての財産を明記した相続表明書が提出された後、10 rue du Centre, TSA 50014, 93465 Noisy Le Grand Cedexの非居住者所管税務署によって発行される証明書）、③被相続人の資産の行き先に関するすべての相続人による矛盾のない表明書（かかる表明書は、共同書類の形で作成することができる）、④当該相続人の身分証明書の両面コピーまたは所轄当局による当該相続人についての証明書。

15 葬儀費用は、公的基礎年金制度(CNAV)への申請に基づき、被相続人が死亡日現在において支払を受ける権利を有した残存年金額から2286.74ユーロを上限として支払われ得る。それ以外の場合は、葬儀費用は、1500ユーロを上限として相続債務の一部となる。

16 Decree (arrêté) of May 7, 2015 made under Article L. 312-1-4 of the Monetary and Financial Code.

条においては、被相続人の直系に属する相続人は、特定の銀行に保有される口座の資金総額が5000ユーロ未満であることを条件に、被相続人の銀行口座を解約し、そこに保有された預金の引渡しを受けることができることが定められている¹⁷。この改正は、相続証明書の取得もまた公証人による宣誓供述書の作成もできない相続人が被相続人の資産についての相続分の支払を直接に受けることを可能とすることを意図している。

保全措置のための制度と異なり、不動産が含まれない相続のみの場合、被相続人の口座を終了させることは動産のみで構成される遺産について認められる。

(2) 相続人たることの証明要件の簡易化

相続人は、保全措置のために被相続人の口座から支払を受けまたは被相続人の口座を解約するためには、関係の銀行にいくつかの書類を提出しなくてはならない。

- ① 相続人全員が以下の事項を証言している証明書——被相続人は遺言を残しておらずまた他に相続人がいないこと、婚姻契約が存在していないこと、相続人全員がかかる証明書の持参人に対して被相続人の口座預金の利用を許すこと、相続人としての自己の資格または遺産の構成に係る訴訟または異議が現在係属ないし申し立てられていないこと。

被相続人の銀行口座の解約に関しては、上記証明書は、遺産が不動産を含んでいないことの記載も含まなければならない。

次に以下のものが提出されなければならない。

- ② 当該相続人の出生証明書の写し、被相続人の出生証明書および被相続人の死亡証明書謄本、(該当する場合)被相続人の婚姻証明書抄本、上記①に述べた証明書の証明者たる各相続人の出生証明書抄本、登録された最終遺言が存在しないことの証明書(死亡証明書の抄本を伴った当該相続人の

要求により、公証業務開発協会(ADSN)が保管する最終遺言中央登録簿に基づいて有料で発行される)。

上記の早期払戻制度は、ほとんどの場合に満足すべき形で機能しているように見えるが、いまだ銀行または公証人からの口座預金の引渡しが遅延する場合がある。しかし、それら遅延の大部分は、法的な理由というよりも事務管理上の理由によるものと思われる。

DAVY LE DOUSSAL/TMI総合法律事務所

外国会員として東京弁護士会(2008年登録)に所属。フランス語、英語、日本語に堪能。グリーンフィールド投資を行う企業への助言だけでなく、合併企業の設立やM&A、また、ビジネス法全般において法的アドバイスを 행っており、多数の実績を有する。業務はクロスボーダー案件を主としており、その一環として日本企業がフランスおよびフランス語圏の国で行う取引や、フランスへの投資を主とした個人案件にも多数関わる。

17 Decree (*arrêté*) of May 7, 2015 made under Article L. 312-1-4 of the Monetary and Financial Code.

米国における相続預金の法制度および実務 ——遺言代用商品の発展——

弁護士・ニューヨーク州弁護士 中田朋子

米国といっても、州ごとに法律が違う上、限られたリサーチしかできていない中でのおおざっぱな感想であるが、米国の金融機関は、日本の金融機関と違って、相続財産について誰が権利者なのかを決めなければならない地位に置かれていないように見受けられる。

そもそも、米国は、清算主義をとっており、遺産の配分は、「プロベイト」と呼ばれる裁判所における清算手続において確定された権利者に対し行われるため、金融機関は、誰が権利者かは関知せず、ただ、裁判所から選任された人格代表者（遺言執行者または遺産管理人）に対し、遺産を引き渡せばよい。

そして、プロベイトを経ずに移転する財産（ノンプロベイト財産）については、裁判所の関与がないので複数の者から権利を主張される可能性があるが、そのような場合、例えば遺言代用の預金口座や証券口座について、二重払いリスクや遅延損害金リスクを負わないようにするための対応手段が立法等により手当てされている模様である¹。

本稿では、ノンプロベイト財産のうち、主に、いわば遺言代用の死亡時支払条項付口座（pay-on-death accounts. 以下「POD」ともいう）を取り上げる。これらの遺言代用の金融商品（以下「遺言代用商品」という）は、早く簡単な手続で遺産を受け取りたいという顧客のニーズに応じて金融機関が開発した、いわば民間のイノベーションである。金融機関所定の用紙の死亡時受取人欄に記入するだけでよい。生前は預金を自由に使え、死亡時にはあらかじめ指定した受取人が死亡証明書を提示するだけで残高を受け取ることができる利便性から普及し、その後に法律上有効性が肯定された。

我が国では制度が異なりプロベイトはないが、早く簡単に遺産を受け取りたいニーズは同じようにあるはずである。また、遺言代用商品（生命保険等）も増えている。そこで、米国での議論が我が国でも参考になるのではないかと思い、紹介する。

1 50州すべて調べたわけではないが、本文中の条文や文献のほか、Ruth Solomon Moskowitz弁護士（ニューヨーク州）への電話インタビュー（2015年11月4日）、鈴木あかね弁護士（ワシントン州）への電話インタビュー（同月11日）から得た筆者なりの理解に基づく。

なお、本稿は主にJESSE DUKEMINIER & ROBERT H. SITKOFF, WILLS, TRUSTS, AND ESTATES (9th ed. 2013) を参考にした。誌幅の制約から、本稿では主にPOD預金について述べ、生存者受取権付共同名義口座（joint account with right of survivorship、共同名義人の一方が死んだ場合、他の生存者が権利取得することが契約条項や州法で定められているもの）については最低限の記述にとどめた。

1 プロベイト (probate)

(1) プロベイトとは

米国の相続制度は清算主義であるから、相続財産が直接相続人に承継されるのではなく、遺言がある場合でも、遺言がない場合でも、裁判所の監督下で行われる清算手続（「プロベイト」²と呼ばれる）を経た残余の積極財産のみが相続人または受遺者に分配・移転される。裁判所から選任された人格代表者（personal representative）³が、被相続人の財産を集めて財産目録を作り、遺産を管理するとともに、債権者に対し被相続人の債務を支払い、税金を申告し、最後に権利者に財産を分配する⁴。

(2) 相続預金先の金融機関

相続預金先の金融機関は、裁判所が発行した権限証明証書（letters）⁵をもった人格代表者に対し、預金を払い出せば足りる。実務上一般的に、銀行の手続としては、人格代表者の遺産管理口座に送金して終わりのようである⁶。

受遺者・相続人として権利を有する者が誰であるかは、その後に裁判所におけるプロベイト手続の中で（遺言が有効であれば遺言により、遺言がなければ当該州法の法定相続のルールど

おりに）確定されることであり、金融機関の関知することではないようである⁷。

(3) 単独名義の預金の場合

遺言がある場合でもプロベイトが必要となることから、仮に自分の単独名義の預金⁸を長男に相続させたいと思ひ遺言を書いても、長男は、時間と費用のかかるプロベイト手続を経た後でないと預金を受け取れない⁹。

2 ノンプロベイト (nonprobate)

(1) プロベイト回避とノンプロベイトの台頭

かつてはプロベイトが死亡時に財産を移転する唯一の方法だった時代もあったが¹⁰、プロベイトは時間と費用¹¹がかかることから敬遠され、銀行その他の金融機関が¹²ノンプロベイト（プロベイトなくして移転できる財産）という他の選択肢を編み出した。

例えば、①撤回可能な生前信託、②生命保険契約、③死亡時支払条項付契約（例えば預金口座として POD・証券口座として transfer-on-death (TOD) securities accounts）、④生存者受取権付共同名義口座（joint account with right of survivorship）である。

これらは簡単に作ることができる。例えば父

2 プロベイトは「検認」と訳されることもあるが、遺言書のいわば証拠保全手続にすぎない日本法の検認（民法1004条）と全く性質が違うので、本稿ではプロベイトと表記する。

3 人格代表者とは、遺言で指定した遺言執行者（executor）または裁判所が選任した遺産管理人（administrator）をいう。

4 DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 43.

5 遺言執行者にはletters testamentary、遺産管理人にはletters of administrationがそれぞれ付与される。*Id.* at 45.

6 Ruth Solomon Moskowitz弁護士への電話インタビュー（2015年11月4日）による。

7 遺産が少額のため裁判所によるプロベイトが不要とされている場合は、例えば、ニューヨーク州法では、支払を行った金融機関の免責規定が具体的に立法されている。41 N.Y. Jur.2d Decedents' Estates § 1789, § 1792, NY Surrogate's Court Procedure Act § 1305, § 1309.3.

8 死亡時支払条項（POD）がついておらず、生存者受取権付共同名義預金（joint account with right of survivorship）でもないものを想定している。

9 ただし、遺産が一定額以下（州による）ならば、プロベイトが不要または簡易な手続（相続する者の宣誓供述書の提出程度）で足りる。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 49.

10 *Id.* at 41.

11 *Id.* at 48.

12 *Id.* at 42; John H. Langbein, *The Nonprobate Revolution and the Future of the Law of Succession*, 97 Harv. L. Rev 1108 (1984), at 1131.

が長男に預金をあげたいと思った場合は、上記③のPOD預金を作り、金融機関所定の用紙の死亡時受取人欄に長男の名を記入するだけでよい。④生前は自分が自由に預金を使うことができ、死亡時受取人を撤回・変更できる。⑤生前は、死亡時受取人は何の権利も有しない¹³。この④⑤の2点で、遺言と同じ機能を持つ。死亡時には受取人である長男が、死亡証明書を提出するだけで死亡時の残高を受け取れる。この利便性から遺言代用商品による承継が広まった。

(2) ノンプロベイトー遺言代用商品 (will substitute)ーの有効性

しかし、遺言代用商品のうちとくに死亡時支払条項付契約は、実質的には遺言と同じ機能を果たしているのに、遺言の要式性を欠く¹⁴ので無効ではないかという問題があった。制定法の根拠なしにPODの死亡時受取人指定を有効とすることは裁判所にとって難しく、無効とした判例もあった^{15,16}。

その後、遺言の要式性はそれ自体が目的ではなく、遺言者の意思の尊重が本来の目的であること¹⁷、また、生命保険契約の死亡時支払条項は遺言の要式を充たしていないのに有効とされてきたこと¹⁸などにかんがみて議論が重ねられた結果、1969年、統一プロベイト法典 (Uniform Probate Code¹⁹, 以下「UPC」という) においてノンプロベイトによる死亡時の移転が有効と確認され²⁰、かつ、UPCが多くの州で採択されて²¹、法律上有効性が肯定された。

この立法の際には、当事者間の権利関係とは意図的に分けて²²、別の条文で、金融機関の保護規定が置かれている。これにより、金融機関が、顧客のニーズに合った金融商品を安心して提供できるようになり、人々も、プロベイト以外の新たな選択肢を得られた²³。金融機関は中立的な第三者であり、財産を確実に死亡時受取人に移転してくれることが期待できる²⁴。ノンプロベイトは、中立的な金融機関を介した私的な相続制度である。プロベイト裁判所を介した

13 ただし、共同名義預金を開設すると、父が生存中も、長男が預金残高を引き出すことができる。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 490. この点で、純粋な遺言代用商品ではない。Langbein, *supra* note 12, at 1131.

14 *Id.* at 1131. 書面で行われ、自署はあるが、証人の認証 (attestation) がない。しかし、銀行員や保険会社の社員等の第三者の関与が、証人の認証の目的を果たしている場合もある。自筆遺言 (を認める州) の最低要件を十分に上回る形式で行われる。John H. Langbein, *Major Reforms of the Property Restatement and the Uniform Probate Code: Reformation, Harmless Error, and Nonprobate Transfers*, 38 ACTEC J.1 (2012), at 17.

15 DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 489.

16 POD以外の商品については、以下のとおり「遺産」ではなくプロベイト不要である。

①撤回可能な生前信託の信託財産は、受託者に移転済みであり、遺産ではない。

②生命保険金も、生命保険契約により指定された受取人が取得する。

③生存者受取権付共有 (Joint tenancy with right of survivorship) は、被相続人の権利は死亡時に「消滅」し (DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 42; Thomas W. Merrill & Henry E. Smith, *The Oxford Introductions to U.S. Law PROPERTY*, at 115 (2010))、長生きした他の共有者が全財産を取得する。被相続人の死亡時に、被相続人から長生きした他の共有者に対して、何の権利も移転しない。したがって、被相続人の「遺産」はなくプロベイトは不要と説明されている。

17 Langbein, *supra* note 12, at 1132; Langbein, *supra* note 14, at 8-9. 金融機関におけるノンプロベイトによる移転を選択した遺言者の意思の尊重に根拠を求めるべきとする。Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 7.1 Comment a.

18 DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 470.

19 各州法を統一するためのモデル法案である。同じモデル法案を各州議会が採択することによって、法の統一を実現しようとするものである。樋口範雄『アメリカ信託法ノート(1)』237、291頁 (弘文堂、2000年) 参照。

20 DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 489. 生命保険契約を含む、死亡時支払条項の受取人を指定する契約は、遺言による移転ではない (UPC § 6-101)。したがって、遺言の要式を欠いても有効である。Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 7.1 (2003). 死亡時支払条項についての上記擬律は、預金契約の定め等に基づき、遺産から外れて、受取人が直接に権利取得するという、生命保険契約と同様の移転ととらえているものと理解される。Langbein, *supra* note 12, at 1130. なお、California Probate Code § 5304 (預金契約に基づく移転として有効) も参照。

公的な相続手続と並ぶもう1つの選択肢となっているが、今日、金融資産のほとんどは、プロベイトよりもノンプロベイトで移転しているといつてよい²⁵。

(3) 遺言と遺言代用商品を統一的に規律する法律

UPC (1969年) には遺言代用商品の有効性を肯定する等の最低限の条文しかなかったが²⁶、遺言代用商品の普及に伴い、遺言に適用されるとされてきた法理 (配偶者の選択的相続分²⁷ (elective share) の対象になるか、その後の離婚により撤回したとみなすか等) を遺言代用商品にも及ぼすかが問題となった。

ラングバイン教授は、「ノンプロベイト革命」に法理が追い付いていないとして、統一的法律の必要性を訴えた^{28,29}。改正後のUPC (1989年) では、遺言と遺言代用商品の両者を適切な限り統一的に扱う方向で規定が整備された³⁰。次の例が挙げられる。

① 配偶者の選択的相続分算定の基礎財産には、ノンプロベイト財産 (POD・TOD付金融商品、生存者受取権付共同名義財産、生命保険金等) も含まれる (UPC § 2-205)。

② 離婚すると、元妻を受益者または受取人とするノンプロベイト財産 (生前信託、生命保険、POD・TOD等) も、別段の意思表示がない限り、撤回したものとみなされる (UPC § 2-804(b), § 1-201(18))。

なお、この場合、後記の金融機関の保護規定と同様、効力を失ったことを知らずに支払った者の保護規定が置かれている (UPC § 2-804 (g) Protection of Payors and Other Third Parties)。離婚した旨の書面による通知を受ける前に、元の条項の有効性について善意でこれに依拠して支払った場合は一切の責任を負わないし、書面により通知を受けた後は、裁判所に支払えば免責される。

21 統一州法委員全国会議 (Uniform Law Commission) のウェブサイト (<http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Probate>) によると、2015年において、UPCを採択している州は、18州である。採択時に、条文の全部ではなく一部を採択することもできる。

例えば、同ウェブサイトのUPC Enactment chart (2010年9月30日時点。 <http://www.uniformlaws.org/Shared/Docs/Probate%20Code/UPC%20Chart.pdf>) によると、POD預金口座等に関する条文 [Multiple-Person Accounts (1989) (1998) -UPC Article VI, Part 2 (1989)] を採択している州は12州であるのに対し、TOD付証券口座に関する条文 [TOD Security Registration (1989) (1998) -UPC Article VI, Part 3 (1989) (1998)] は、ほぼすべての州が採択している。Langbein, *supra* note 14, at 12-16においても、PODよりも mutual fundなどについてのTODにつき、より多く言及されている。不動産についても死亡時受取人指定の登記を認める州 (例えばハワイ州) もあり、相続発生後に直ちに不動産の名義移転が可能となっている。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 494.

22 LAWRENCE H. AVERILL, JR & MARY F. RADFORD, UNIFORM PROBATE CODE AND UNIFORM TRUST CODE IN A NUTSHELL (6th ed. 2010) at 554.

23 J. Rodney Johnson, *Multiple-Party Bank Accounts under the Uniform Probate Code*, 90 Banking L.J. 497 (1993) (publication date:1973) at 499 and 509.

24 プロベイトの目的は、信用できない遺言執行者や相続人から、債権者や受遺者を守ることにあるが、それは金融機関なら達成できるのではないか。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 44. なお、債権者の保護規定は、UPC § 6-102に規定された。

25 *Id.* at 42. なお、*Id.* at 50 (1985年の調査によるプロベイトの行われた率) も参照。

26 Langbein, *supra* note 14, at 3.

27 常岡史子「第4部 アメリカ法」商事法務研究会「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書」(平成26年10月。 <http://www.moj.go.jp/content/001128517.pdf>)。

28 Langbein, *supra* note 12, at 1109.

29 *Id.* at 1140-1141.

30 Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 7.2 (2003). Langbein, *supra* note 14, at 17-18.

(4) 遺言代用商品の実務上の問題点

遺言代用商品は、各金融機関で、それぞれの財産ごとに行われる。したがって、例えば保険会社で生命保険契約を、銀行で死亡時受取人を指定した預金をと、いくつも遺言代用商品を持っていると、全体のコーディネイトに欠ける承継プランとなる。また、その後の状況の変化に応じ、受取人のアップデートを各金融機関に対してしなければならない³¹。

(5) プロベイトの重要性

もっとも、このようにノンプロベイトが増えているとはいえ、プロベイトは変わらず重要である。ノンプロベイトによる移転について、疑わしい事態や紛争が生じたら、金融機関は、プロベイト裁判所に、解決を求めることができる³²。したがって、簡単で定型的な財産移転はノンプロベイトで行い、真の紛争案件の解決がプロベイト裁判所で行われている³³。

3 統一プロベイト法典 (UPC)

UPCの、ノンプロベイト財産のうち複数当事者口座の規定 (Part2. Uniform Multiple-Person Accounts Act (1989/1998)) の概要を紹介する。これは、大きく分けて、定義等、当事者間の権利関係、金融機関の保護規定の3つに分けて記載されている。後者2つは、意図的に分けて規定されている。当事者間の意思にかかわらず、金融機関を確定的に保護するためである³⁴。この規定により、銀行は、顧客に魅力的な商品を提供できる一方、完全な保護を受け

られる³⁵。

この規定では生存者受取権付共同名義口座についても規定されているが、以下はPOD付単独名義口座に絞ってその一部を紹介する。

(1) 口座開設時のフォーム

様々な金融機関が提供する口座に統一性を与えるため、UPCは金融機関が預金者のためにそのまま使えるひな形を記載している (UPC § 6-204(a))。この規定 (ひな形) をみると、単独名義か共同名義か、死亡時受取人の指定をするか、チェックリスト方式となっており、死亡時受取人の名前を空欄に書き入れるようになっている。金融機関がこのひな形を使えば、この記載に従った行動は保護される (UPC § 6-204 Comment)。

(2) 当事者間の権利関係

a 口座名義人の生存中 (UPC § 6-211(c))

死亡時受取人は、口座名義人の生存中は何の権利も有しない。

b 死亡時受取人の変更 (UPC § 6-213)

① 口座名義人の死亡時の権利は、口座名義人の死亡時の口座の条項により決定される。

② この口座の条項は、口座名義人が署名した書面を金融機関に届け出ることにより変更できる。この書面は、口座名義人の生存中に、金融機関に受領されなければ、効力を有しない。

③ 死亡時受取人は、後の遺言により変更できない。

すなわち、例えば父が死亡時受取人として長男を指定した後に、心変わりして二男に変更したいと思ったときは、生前に書面で金融機関に

31 Langbein, *supra* note 12, at 1140 ; Langbein, *supra* note 14, at 11-12. これを避けるため、多くの法律家は、個人の生前に撤回可能信託を相続発生時の受け皿として設定した上、遺言の受遺者や、様々な遺言代用商品の受取人を、その信託 (の受託者) とすることを勧める。そこで、撤回可能信託が遺言の機能を引き継ぐものとして広く利用され、財産承継プランニングの中心的位置を占めるようになっていく。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 435.

32 Langbein, *supra* note 12, at 1120 ; Langbein, *supra* note 14, at 15. ノンプロベイトの最後の補充的な受取人 (指定された受取人が先死亡している場合の受取人) は遺産それ自体 (probate estate) になっていることも多い。

33 *Id.*

34 AVERILL & RADFORD, *supra* note 22, at 554.

35 Johnson, *supra* note 23, at 499.

届け出なければならない。後に、当該財産を二男にあげる旨の遺言を書いても変更できない。

もっとも、遺言者がこれを誤解し、後に異なる遺言を作って死亡時受取人を変更しようとして裁判になることがある³⁶。判決の多くは、後の遺言を無効とした。そうしないと金融機関を二重払いのリスクにさらすと懸念したからである³⁷。リステイトメント³⁸は、よりよい解決は、後の遺言を有効として遺言者の意図を尊重するが、口座の記録に善意で依拠した金融機関を保護することであると考えた³⁹。すなわち、金融機関が、後の異なる遺言を知る前に口座の記録上の死亡時受取人に支払った場合、遺言に基づく請求に対しては、「善意で口座記録に依拠したこと」が金融機関の抗弁になる⁴⁰。その場合は、後の遺言による受遺者が、資金を受領した死亡時受取人に対して、原状回復請求するしかない。金融機関が、死亡時受取人に対して支払を行う前に、後の異なる遺言の受遺者から通知を受けた場合は、新しい遺言に従って支払うべきである。もし金融機関が、どちらが権利者かわからない場合、競合権利者確定手続を申し立てる (interplead) か、裁判所に支払うことで免責される⁴¹。

c 死亡時の権利 (UPC § 6-212)

口座名義人の死亡時には、死亡時受取人が権利を取得する。

死亡時受取人が2人以上いる場合は、平等の割合で取得する。

(3) 金融機関の保護規定 (UPC Subpart 3. Protection of Financial Institutions § 6-221-227)

a 死亡時の支払

口座名義人の死亡証明書が提示されれば、金融機関は、死亡時受取人に対し、残高を支払ってよい (UPC § 6-223(2))

b 免責 (UPC § 6-226)

(a) 口座の条項に基づく支払 (§ 6-226(a))

金融機関が、口座の条項に基づき支払えば、仮にその後、その支払が当事者間における口座の権利関係と違っていたとしても、一切の責任を負わない。

(b) 書面の通知受領後の支払 (§ 6-226(b))

この規定に基づく保護は、金融機関が、口座の条項に基づく支払をしてはならない旨の書面の通知を受け、金融機関がそれに基づき行動する合理的な機会があった後の支払には及ばない。この書面が通知者により撤回されない限り、金融機関がこの規定で保護されるには、被相続人の承継人の同意が必要である。

(c) 書面の通知受領時の対応 (§ 6-226(c))

この規定に基づく書面の通知を受けた場合、または、当事者間の権利について紛争が生じていると信じる理由がある場合は、金融機関は、何の責任も負わず、口座の条項に基づく支払を拒むことができる⁴²。

(d) 当事者の権利への影響 (§ 6-226(d))

この規定に基づく金融機関の保護は紛争の当事者間の権利関係には影響を与えない。

36 Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers §7.2 (2003) Comment e.

37 Langbein, *supra* note 14, at 18.

38 リステイトメント (Restatement) とは、判例法理を条文の形でまとめたもの。これを依拠すべき準法源として州の裁判所によって利用してもらうことにより、州法の統一を達成しようとするものである。樋口・前掲注19・237、291頁。

39 Langbein, *supra* note 14, at 18.

40 *Id.*

41 Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers §7.2 (2003) Comment e.

42 ワシントン州法、Revised Code of Washington §30.22.210 (支払を保留する権利) においても、金融機関は、当事者間の紛争の存在を知った場合または誰が権利者なのかかわからない場合、当事者が書面で同意するか裁判所の指示等があるまでの間、何の責任も負うことなく口座の資金の支払を拒むことができる旨規定されている。

ニューヨーク州は、UPCのうち複数当事者口座の規定を採択した12州に入っていないが、PODと同じ機能を持つ預金（いわゆる“Totten trust”）の規定⁴³がある。その概略を紹介する。

(1) 定義

Trust account とは、預金者Aが「A, trustee for B」「A in trust for B」（意識：「Bのための受託者A」「Aただし（A死亡時には）Bのための預金」）等の名義で開設した預金口座である⁴⁴。

(2) 当事者間の権利

a 生存中

預金者は、生前は自由に預金を引き出すことができる⁴⁵。

死亡時受取人（Trust accountのbeneficiaryを死亡時受取人と訳す）は、預金者の生存中は、預金につき何らの権利も持たない。

死亡時受取人が預金者より先に死亡した場合、死亡時受取人の指定は効力を失う⁴⁶。

b 撤回・変更

預金者のみが撤回できる。しかし、撤回・変更するには、NY EPTL § 7-5.2に定められたルール（下記のいずれかの方法）を厳格に遵守しなければならない。

(a) 生存中

① 預金の引出し

② 書面（死亡時受取人と金融機関を特定したもの）⁴⁷。

当該書面は、認証を受けるか、または不動産の譲渡の登録のために要求される方法において証明しなければならない、かつ、当該金融機関に届けなければならない。

(b) 遺言

死亡時受取人と金融機関の名前を特定した、当該口座に関する指示を明記した遺言でなければならない。当該口座（trust account）を撤回する、またはこれをB以外の人に対して遺贈する旨を書くことでよい。

この規定（EPTL § 7-5.2.(2)）が1975年に立法された趣旨は、預金者の意思の主観的な解釈は個々の事案ごとに異なり裁判所も統一的なルールを適用できないので、明確性と予測可能性を高めるためであり、客観的な要件として、遺言の中に撤回・変更の指示の明記を要求している。そのためこの規定は厳格に遵守しなければならない⁴⁸。

c 死亡時の権利

預金者死亡時に、死亡時受取人が生きており、預金者の遺言にNY EPTL § 7-5.2.(2)記載の文言がなかった場合は、死亡時受取人が預金を取得する⁴⁹。預金者の遺言に同条記載の文言があった場合は、その遺言に従う⁵⁰。

死亡時受取人が複数おり、そのうち先に死亡している者がいる場合は、残りの者に、別段の条項がない限り、平等の割合で帰属する⁵¹。

預金者の債権者や配偶者等の権利は、この規定により影響を受けない⁵²。

43 N.Y. Estates, Powers & Trusts Law (“NY EPTL”) Article 7 Part 5: BANK ACCOUNTS IN TRUST FORM.

44 NY EPTL § 7-5.1. Totten trustは、死亡時受取人の指定が信託という言葉の中にカムフラージュされている単なる預金である（Langbein, *supra* note 12, at 1113）。Totten trustにつき詳しくは、5-62 Warren’s Heaton on Surrogate’s Court Practice § 62.07参照。なお、UPCにおいては、Totten trustは正式なカテゴリーとしては放棄され、その代わりにPODとして扱われている。DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 1, at 490.

45 NY EPTL § 7-5.2.

46 NY EPTL § 7-5.2.(3)

47 Warren’s Heaton, *supra* note 44, at 9.

48 「全銀行にある全てのtrust accountsを撤回する」旨の遺言は無効である。Id. at 10.

49 NY EPTL § 7-5.2.(4), § 7-5.3

50 NY EPTL § 7-5.2.(5).

51 NY EPTL § 7-5.7.

52 NY EPTL § 7-5.5.

(3) 金融機関の免責規定

金融機関が、死亡時受取人に対し支払をした場合の免責規定の概要は以下のとおりである。

a 裁判所からの命令が送達される前の支払

金融機関は、預金者の死亡後、裁判所からの支払禁止命令、差止命令その他の適切な送達文書を受領する前に、死亡時受取人に対し、NYEPTL § 7-5.3に基づく支払を行った場合、当該支払に関しては、資金についての権利を主張するいかなる者に対する責任も免れ、また、かかる支払の相手方による受領証または領収書は、債務弁済の有効で十分な証拠として金融機関を解放し、免責する⁵³。

このNYEPTL § 7-5.4.の改正前の元となる規定は、銀行が支払ってもよい者は、資金を支払ってよい「適切な相手方」(proper person)である旨がこの箇所(part)により定められている者、となっていた。しかし、立法者が現行の規定に改正した目的は、銀行は、裁判所からの支払禁止命令等が送達されない限り、指定された死亡時受取人に支払えば、たとえその受取人が、その後の遺言で撤回されもはや「適切な相手方」に当たらなくなっていたとしても、免責される旨を明確にするためである⁵⁴。

なお、このような場合、不満のある受遺者は、不正に資金を受領した死亡時受取人に対して責任を追及できるが、金融機関に対しては、その責任を追及できない⁵⁵。

b 権利者が誰かわからず資金を保有している場合

金融機関は、権利者が確定するまでの間資金を保有し続けることによる損失を避けるため、

必要であれば競合権利者確定手続(interplead)⁵⁶などの法的手段をとることもできる⁵⁷。

(4) その他の金融機関の免責規定

ニューヨーク州の銀行法においても、①複数の債権者が権利を主張した場合の銀行等の免責規定⁵⁸、②共同名義口座⁵⁹の支払についての免責規定⁶⁰、③相続預金の支払についての免責規定⁶¹等がある。

5 カリフォルニア州法の死亡時支払条項付口座の規定

カリフォルニア州も、UPCのうち複数当事者口座の規定を採択した12州には入っていないが、当該州法(California Probate Code “CPA”。以下、条文数を引用)をみると、UPCと同様に、複数当事者口座の規定があり、共同名義口座(Joint account)、POD、Totten trust accountの3つについて規定されている(§ 5132)。そして、当事者間の権利関係(§ 5301～)と金融機関の免責規定(§ 5401～)は分けて規定されている(§ 5201)。

以下は、POD付きの単独名義の口座の概略を紹介する。

(1) 当事者間の権利

a 生存中 (§ 5301 (d))

死亡時受取人は、異なる意思があることの明確で説得的な証拠がなければ、口座名義人の生存中は何の権利も有しない。

b 死亡時 (§ 5302 (b)(2))

口座名義人の死亡時に、死亡時受取人が生き

53 NY EPTL § 7-5.4.

54 Margaret Valentine Turano, Practice Commentaries, N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 7-5.4 (McKinney) (1976) .

55 Warren’s Heaton, *supra* note 44, at 13.

56 NY Civil Practice Law and Rules § 1006.

57 Warren’s Heaton, *supra* note 44, at 13.

58 NY Banking Law § 134.

59 NY EPTL § 7-5.6.

60 NY Banking Law § 675.

61 NY Banking Law § 677.

ていれば、その者が権利を取得する。

死亡時受取人が2人以上生きている場合は、平等の割合で取得する。ただし、口座の条項または預金契約に異なる割合が明記されている場合はそれによる。

c 死亡時受取人の変更（§ 5303）

(a) 生存者の権利（Survivorship）についての§ 5302の規定は、口座名義人の口座の記載により決定される。

(b) いったん設定されると、口座の条項は、次のいずれかの方法でのみ、変更できる。

ア 口座を解約し、再度、異なる条項で口座を開設する。

イ 金融機関に変更の書面を提出する。金融機関所定のフォームを使ってもよい。

ウ 口座の条項または預金契約の中に、口座の条項を変更する方法が定められていれば、その方法に従う。

エ § 5405(c)に規定された方法（略）。

d 遺言による変更は不可（§ 5302(e)）

死亡時受取人は遺言で変更できない。

(2) 死亡時の支払

a 死亡時の支払（§ 5403）

死亡時受取人への支払は、死亡証明書を金融機関に提示するだけで認められる。

b 金融機関の免責規定（§ 5405）

(a) 法律の規定に基づく支払

§ 5401～§ 5404のいずれかに基づき支払えば、その支払が各当事者、死亡時受取人付口座の受取人、またはこれらの者の承継人との間における口座の実質的な所有権と整合しているか否かにかかわらず、当該支払額に係る一切の請求について、金融機関を免責する。

(b) 裁判所の支払禁止命令送達後の支払

上記(a)に基づく保護は、金融機関に、裁判所による支払禁止命令が送達された後の支払には及ばない。

当該支払禁止命令以外の一切の通知や情報が金融機関が知り得たものと証明されたものがあっても、上記(a)に定められている金融機関の保護には影響しない。

(c) 略⁶²

(d) 本条に定める金融機関の保護は、当事者間ないしその承継者間に紛争がある場合に、複数当事者口座に含まれる資金もしくは当該口座から引き出された資金に係る実質的な所有権に関する各当事者の権利関係に何らの影響も及ぼすものではなく、さらに、金融機関に与えられる保護が本条に定めるものに限定されるものではなく、他の法の規定で金融機関に認められる保護とは別に認められるものである。

6 まとめ

(1) 金融機関の保護規定

米国では、（遺言代用）預金の権利の性質と金融機関保護は分けて議論されている。どちらが権利者かは紛争当事者間で決めることであって、金融機関には何の落ち度もないとして、法律上も金融機関保護の規定があり、銀行に好意的な制度となっているようである⁶³。

(2) 遺言代用商品の発展

米国では、早く簡単な手続で預金や証券を受け取りたいというニーズに応じた遺言代用商品を制定法化して、その普及を後押しした。法は実務に法的安定性を与えるべきものとの考えがあると感じた。

我が国でも、早く簡単に遺産（預金口座や投資信託等証券口座）を受け取りたいというニーズはあるはずである。遺言を作ることには抵抗はあるが、金融機関所定の用紙に死亡時受取人を書く方法なら敷居が低い人もいるだろう。せっかく自筆で遺言を書いても、文言が不明確

62 共同名義口座の場合の規定のようである。22-55 California Legal Forms—Transaction Guide § 55.141. なお、Stevens v. Tri Counties Bank, 177 Cal. App. 4th 236. および California Commercial Code 4405 (b)も参照。

63 少なくともニューヨーク州について、Ruth Solomon Moskowitz弁護士（ニューヨーク州）への電話インタビュー（2015年11月4日）。

なためにスムーズに受け取れず、残された遺族が困る場合もある。現行法の枠内で、あるいは今後新たな法制度により、そのような遺言代用商品が可能か、金融機関の保護を念頭に置きつつ検討することは有意義と思われる。

(3) 遺言法理の遺言代用商品への適用

米国では、遺言と同じ機能を持つ遺言代用商品にも遺言の法理を適用すべきとの議論がなされ、UPCや各州法において両者は統一的に規律され、法的安定性が高まっている。

日本でも、遺言代用商品（生命保険等）が増えているが、これらの商品に遺言の法理がどこまで及ぶか、例えば遺留分の算定対象に入るか、入るとしたらどの範囲か等、明確な判例が見当たらない。

また、死因贈与契約（民法554条）については、遺言と同様の機能を持つが、贈与者が一方的に解除できるか、贈与者の死後に受贈者が放棄できるか等、疑問に思うことも多い。例えば後者については、契約であるから遺贈の承認・放棄の規定は準用されないとの判例（最一小判昭43.6.6判時524号50頁）はあるが、契約から効力発生時（贈与者の死亡）までの間に状況が変わり、実際に受贈者が放棄を希望する可能性もある。参考までに米国ではどうなっているか、PODの死亡時受取人は口座名義人の死亡時に権利・利益を放棄できるか調べてみると、カリフォルニア州法では同じ規定において、遺言でも、遺言代用商品でも、放棄できると明記されていた⁶⁴。

7 最後に

本稿は、依頼を受けてから限られた時間におけるリサーチに基づく。記載に誤りがあれば、ご指摘いただきたい。

Christopher S. Armstrong弁護士（カリフォルニア州）、Dina Kapur Sanna 弁護士および Ruth Solomon Moskowitz弁護士（ニューヨー

ク州）、鈴木あかね弁護士（ワシントン州）にご協力いただいたことに感謝する。Armstrong 弁護士、Sanna 弁護士および鈴木弁護士は、The American College of Trust and Estate Counsel（“ACTEC”、リステイトメントの制定等にも重要な役割を果たしている信託・相続の専門家団体⁶⁵）のFellowである。ただし、本稿の文責は筆者にある。

今回のリサーチを通じて、これまで遺言執行等の実務で迷い、日本法の文献に出ていなかった点でも、既に米国では多くの議論がなされていることがわかり、今後の参考になると感じた。

なかだ ともこ／弁護士法人北星法律事務所

ACTEC の International Fellow（2015 年 3 月～）、ニューヨーク大学ロースクール法学修士号（LL.M.）取得（2001年）、ハーバード大学ロースクール客員研究員（2001～2002年）。

64 California Probate Code § 279.

65 Langbein, *supra* note 14, at 5-6.

韓国における相続預金の法制度および実務

韓国弁護士 李松昊／慶紋瑄／洪廷昊

韓国では相続預金の法的性質について共有説と合有説が対立しているが、多数の学説および判例は共有説を支持している。一方金融機関における実務は、共有説ではなく、共同相続人全員の同意がある場合に預金債権を払い戻し、共同相続人のうち1人が単独で預金の払戻しを請求する場合、これに応じていない。このような実務に対して批判もあり、これを改善する動きも存在する。以下その内容を具体的に解説する。

1 相続法的側面

(1) 相続人の法的地位

韓国の民法は、相続人が数人存在する場合、相続財産はその共有とするものとし（1006条）、その共有割合は各自の相続分にに応じて定められると規定している（1007条）。すなわち相続開始と同時に相続財産は法定相続分に従って相続人に当然帰属することになる。可分債権の場合、相続持分に相応する価額の財産が当然相続人に帰属し、不可分債権や不動産等の場合は、相続と同時に共同所有として帰属する。

(2) 相続人が複数存在する場合の相続財産の帰属に関する見解の対立

韓国民法上、同一順位の相続人が複数存在する場合、被相続人の財産は共同相続人の共有となる（1006条）。ここで共同相続人の相続財産共有の法律的性質が、韓国民法物権編の共有

（262条以下）であるか、あるいは合有（271条以下）であるかについて見解が分かれている。本論争は個々の相続財産に関する持分処分を自由を認めるか否かとの関係で意味を有する¹。

合有説は共同相続人は血縁により結び付いた組合体であり、また相続財産には物権、債権、債務、社員権などが含まれる点で、組合財産と似ているということを根拠に、相続財産の共有は個々の相続財産の共有ではなく、相続財産全体に対し相続分による権利・義務を持つものとする。この説によれば共同相続人は、相続財産全体に対する相続分を処分することができるが（韓国民法1011条）、個々の財産に対する持分を処分することはできず、債権・債務は共同相続人に連帯して帰属する²。

これに対し、多数説の共有説は、韓国民法1015条ただし書が持分処分の自由を前提とした規定であることを前提としている。すなわち共同相続人は各自が個々の相続財産に対し物権的持分を有するので、その持分の譲渡が可能であるのみならず、持分に抵当権等を設定すること

1 池元林『民法講義〔第13版〕』2062～2063頁（興文社、2014年）。

2 池・前掲注1・2063頁。

ができると考える。したがって相続対象の個々の債権が可分的であれば、当然、共同相続人の間で分割されるものとする³。

(3) 判例の立場

判例は共有説を取っているものと考えられる。大法院は共同相続財産は相続人の共有であり、また、不動産の共有者の1人は、その共有物に対する保存行為として、その共有物に関する原因無効の登記全部の抹消を求めることができるとしている（大法院1996年2月9日言渡94ダ61649判決）。また金銭債権のように給付の内容が可分である債権が共同相続された場合、これは相続開始と同時に、当然、法定相続分により共同相続人に分割帰属する（大法院2006年6月30日言渡2005ド5538判決）としており、共有説に立つものといえる。

(4) 検討および共同相続預金の場合

相続財産の性質については、共有の法理に従って解釈するのが妥当であると考えられる。韓国民法1015条のただし書は個々の相続財産に対する持分処分を前提に、分割の遡及効から持分取得者を保護しようとするものであるから、これを合有と解釈する理由はなく、取引の安全保護という側面からも多数説である共有説が妥当であると考えられる。

預金者が死亡した場合、預金者の相続人は当該預金を含む相続人の財産を包括的に承継することになり（韓国民法997条、1005条）、預金債権が共同相続された場合も、相続財産一般に関する法理により共有財産と考えることが妥当である。預金債権は可分債権なので、法的には相続人の相続持分に該当する預金債権が相続人に当然帰属する。

判例も、預金債権の共同相続について、被相続人の預金債権などの可分債権または債務は、相続開始と同時に共同相続人にその法定相続分に従って法律上当然分割帰属または承継され

るので、上記のような債権は分割の対象となる相続財産に含まれず、また、相続財産分割において債務は考慮される性質のものではないので、相続財産価額からこれを控除して純資産額だけを分割の対象としなければならないわけではないという立場で（ソウル高等法院1991年1月18日言渡89ル2400判決）、共有説⁴に立つものと考えられる。すなわち預金債権は可分債権であるため、相続開始と同時に相続持分により法律上当然分割帰属または承継されるという点を判示している。なお上記判決はその後大法院で上告棄却により確定した。

しかし最近大法院は、例外的に預金債権が相続財産分割の対象になると判示しており、「預金債権のような可分債権は、原則として相続開始と同時に共同相続人にその法定相続分に従って分割されるが、…特別収益や寄与分のため法定相続分の再調整が必要な場合には、共同相続人間の衡平を期すために、可分債権を分割対象である財産相続に含めるのが妥当であり、本件の場合、預金債権など可分債権が相続財産の少ない部分を占め、超過特別受益者が存在するので、共同相続人間の衡平を期すために、上記各債権を分割対象である相続財産に含めるのが相当である」と判示した（大法院2007年3月9日付2006ス88決定）。

これは、大法院が預金債権の法的性質が共有に該当するという原則を確認しつつ、例外的に、特別な事情がある場合は当然分割されないという立場を取ったものと考えられる⁵。そして、裁判所の実務上、このような例外が認められる事例が少なくないといえる⁶。

2 相続預金の処理に関する金融機関の実務

(1) 相続預金の処理

預金者が死亡すれば、その預金は相続人に当然承継されるので、金融機関は相続人が誰であ

3 池・前掲注1・2063頁。

4 日本でいう「共有説」とは意味合いが異なり、日本の「分割帰属説」と同様であると思われる。

5 キム・ヒョンソン「預金者が死亡した場合の相続預金に対する法律関係」金融法研究18号402頁。

6 法院行政処『法院実務提要 家事（Ⅱ）』615頁（法院行政処、2010年）。

るかを確認し、正当な相続人にその預金を支払う義務を負う。したがって預金債権の共同相続人は、相続の開始および自身が相続人であることを証明して、銀行に相続持分相当の預金の払戻しを請求することができ、預金債権の債務者である銀行は原則としてこれを拒否できない。

金融機関の実務は、相続の発生および相続人の確認（家族関係登録簿など確認書類の徴求）、相続預金の確認（通帳、証書などの提出要請）、相続預金の払戻し、という段階を経て相続預金を支払うことになる。金融機関が被相続人の死亡を認知した場合、当該預金口座はひとまず払戻しが停止され、最終的な払戻しは相続人全員に名義変更後に行われるのが原則である。

（2）共同相続人の1人が預金の払戻しを単独で請求した場合

現在の金融機関の実務においては預金者が死亡し、共同相続人の1人が法定相続持分に当たる預金の払戻しを単独で請求した場合、確認可能な相続人全員で払戻請求をすることを要求したり、他の相続人の同意書の提示を求めたりし、そうでない場合、単独での請求には応じていない⁷。すなわち金融機関の実務は、多数説と判例の立場である共有説の立場とは異なり、実質的に相続預金の共同相続を合有と似たように処理しているのである。

相続人の請求によって預金を払い戻すためには、具体的に、被相続人の死亡を証明する書類、相続人であることを証明する書類、相続人全員が連署して作成した相続預金名義変更依頼書（ただし、相続人の1人に委任する場合には、相続人が連署した委任状を添付）、もし1人が引き出そうとする場合には、当該預金債権が同1人に相続されたことを証明する書類を確認して処理するのが一般的な実務である。以下は、ある商業銀行の実務規定における相続預金を払い戻す際の徴求書類である。

- ①被相続人（預金者）の戸籍謄本と除籍謄本
②相続人全員が連署した相続預金名義変更依頼書（ただし、相続人の1人に委任する場合

- 合には、相続人が連署した委任状を添付)
③相続人各自の印鑑証明書（相続預金が1000万ウォン以下の場合は省略）
④相続権者の財産分割合意書または家庭裁判所の財産分割決定書（必要な場合）
⑤納税地管轄税務署が発行した納税管理人申告確認書（非居住者の場合）
⑥死亡者が遺言で定めた場合には、遺言の内容が確認できる書類

上記銀行の実務では一部相続人が自己の相続分の預金の支払請求をした場合、原則として相続人全員からの請求でなければ払い戻さない方針であり（上記②の書類の徴求）、例外的に上記④または⑥のような書類が存在し、当該一部相続人の相続分が確認できる場合には、相続人全員が連署して相続預金の名義を変更しなければならぬという②の例外として、当該一部相続人が単独で相続預金の名義変更をすることを許容している。一部銀行においては相続預金の合計金額が元金で50万ウォン、100万ウォンなど一定額以下の場合、相続人1人の要請によっても預金の払戻しが可能と規定している。

銀行ごとに相続預金に対する徴求書類および相続預金の処理手続が異なるためクレームが発生している状況に対して、銀行連合会と銀行業界は協議を経て、徴求書類を簡素化、統一化する改善案を設け、2014年11月12日付でこれを公表した。これによると、銀行は、内規に相続預金の一部払戻しに関する明確な業務基準を設け、これが不可能な場合は、不可能事由等を相続人に十分に説明することとした。すなわち改善案は共同相続人からの預金の一部の払戻請求に対しては、相続預金の払戻し時に善管注意義務を果たすために、共同相続人間で別途の協議があるかなど、約定相続分まで確認しなければならないので、原則として一部払戻しは不可であるという立場を継続しているが、例外的に相続人のうち一部が所在不明などにより来店が困難な場合で、証憑資料の提出が可能、または相続関連の他の紛争の素地がないと認められる等の場合には、一部払戻しを認めることとした。

7 キム・前掲注5・389頁。

上記に例示した商業銀行の徴求書類は、このような改善案を一部反映したものと考えられる。

金融紛争調停委員会の調整事例では、共同相続人の1人を除いて残りの相続人に対し預金を払い戻したことは誤りであり、その除外された1人に対して銀行に相続分の預金払戻責任があるとした事例がある。これは「相続人が行方不明となった状態で、顧客の立場を最大限考慮して預金を支払ったが、民法によれば、相続人が数人である場合、相続財産はその共有とされ、更に銀行例規でも相続預金を支払う際には、共同相続人全員の名義での預金請求書を確認してから支払うべきとされていることに照らし、銀行が同相続人の同意なしに、同相続人に対する失踪宣告などの措置もない状態で、同相続人の持分を含む本件預金全額を支払ったことは適当とはいえず、これに伴う銀行の責任範囲は、民法上の申請人の法定相続分に相当する金額とするのが妥当である」とした⁸。

以上のように、相続預金の払戻しにあたり相続人全員の同意を求める金融機関の実務は、実際の相続人と相続分を金融機関の立場から判断するのが難しいためであると考えられる。相続人間の持分関係が法定相続分だけで決定されるのではなく、相続の放棄や限定承認、相続欠格、遺贈、相続財産の協議分割などの事由により、実際の相続分が法定相続分と異なることもあり、相続人も法定相続人と異なる可能性が存在する⁹。かかる状況で、金融機関が共同相続人の1人の単独請求に応じて預金を払い戻す場合、後に他の共同相続人からの払戻請求があるなど、様々な法律問題が発生するリスクがある。

(3) 金融機関の実務に対する批判

現在、金融機関における共同相続預金の払戻し手続（前述のように共同相続人のうち一部の者が自己の相続分に該当する預金の払戻しを請求してきた場合に相続人全員による払戻請求を要求する、または他の相続人の同意書の提示を求め、それがなければ払戻しを拒否）に対し

ては、批判的な見解が存在する。韓国民法において預金債権は相続開始時に各共同相続人が当然分割取得するものなので、共同相続人全員の同意がないという理由により相続分に該当する預金の払戻しを拒むことには、その法律的な根拠が全くないためである。もちろん、金融機関の立場に立てば不必要な相続紛争を避けようとする必要性は理解できるし、一部の相続人にその相続分の預金を払い戻すことによって、他の相続人の利益を害する結果となることも理解できる。しかし、預金の払戻しを求める相続人と他の相続人のうち、どちらの利益を保護すべきかは法によって裁判所が決定する問題であって、金融機関が判断する問題とはいえない¹⁰。

実際、金融機関が共同相続人の1人の払戻請求を拒んだことに対して、被相続人から銀行預金分割払戻請求の訴えが提起されることは少なくない。このような裁判においては、預金債権は相続開始と同時に相続人に相続持分の割合により分割承継され、相続人はそれぞれ自己の相続分に該当する金額を受け取る権利があるという共有説の立場に立って原告勝訴判決が下される場合、金融機関は控訴を放棄し、第1審判決がそのまま確定するケースが多い。これは金融機関自らも裁判を経て相続人および相続分の確定後は、相続預金の払戻責任から解放されたと考えているものと推測できる。

3 相続預金払戻請求に対する金融機関の望ましい対応

(1) 債権の準占有者に対する弁済

そうであれば、金融機関が相当な注意をしたにもかかわらず、相続人でない者に対して預金債権を払い戻したり、相続人であってもその相続分を超える金額を払い戻したりした場合、そのような弁済が債権の準占有者に対する弁済としての効力を持ち得るのかについて、金融機関としては、ひとまず家族関係登録簿などの調査によって相続人である事実を確認し、その法定

8 金融紛争調停委員会第8次決定（1999年6月22日）調停番号第99-18号。

9 吳時正「預金者が死亡した場合の法律関係(2)」経営法務89号30頁。

10 ハン・サンムン「共同相続預金の支払」金融562号41頁。

相続分によって払い戻したのであれば免責されるものとみる見解が妥当であると考えられる¹¹。大法院も被相続人が直系卑属なく死亡し、その母が単独相続人になったが、その後、被相続人の婚外子が認知されたことにより、認知を受けた者が先順位の相続人となった事案において、「表見相続人に対する債務者の弁済は、特別な事情がない限り、債務者が表見相続人が正当な権利者であると信じたことに過失があるとは言えず、債権の準占有者に対する弁済として適法といえる」と判示している（大法院1995年1月24日言渡93ダ32200判決）。

以上のような見方に立てば、共同相続人の1人が相続預金に対して自己の相続持分だけ単独で払戻請求した場合、金融機関は、相続事実関係を確認後、特別な事情がない限り、その相続持分相当の預金を払い戻して、請求人である共同相続人の1人に対する債務を消滅させることができる考えることが妥当といえる（準占有者に対する弁済）¹²。このような見方に従うと、金融機関は注意義務を果たすことで免責され、相続持分による整理は共同相続人間でなされることになる。

(2) 弁済供託

共同相続人の1人が単独で自己の法定相続分に該当する預金の払戻しを求めたときに、金融機関の立場で預金の払戻しが困難な場合には、弁済供託をする方法も考えられる。預金者が死亡したとき、金融機関がその相続人確認のための善管注意義務を果たしても、相続人の全部または一部を知ることができない場合には、供託原因の債権者不確知に該当し、弁済供託が可能なものと判断される。よって相続人間で相続持分に係る紛争が存在する場合、金融機関は相続人を被供託者に指定し、その相続持分を知ることができない理由を供託原因事実具体的に記載して債権者不確知弁済供託をすることができる¹³。ただし現在は実務において金融機関が相続人全員の同意のもとで預金債権の払戻しをし

ており、供託は幅広く活用されてはいない。

4 結 論

以上のとおり相続預金に関する韓国の法律は、原則として共有説に立ち共同相続人の1人の預金払戻請求を認めているが、金融機関の実務において正当な相続人と正確な相続持分の確認が困難なため、共同相続人全員の同意なしでは相続預金の払戻請求が受け入れられていないのが現実である。金融機関が共同相続人の1人の相続預金払戻請求に応じた場合に金融機関が免責される基準を判例を通じて確立していく必要があるものと考えられる。

李松昊（イ・ソンホ）／金・張法律事務所
韓国弁護士。1998年韓国漢陽大学校法学部卒業。2001年から2008年までソウル地方法院などにて裁判官として勤務。2008年から金・張法律事務所にて勤務。相続、金融、建設分野の訴訟を主に担当。

慶紋瑄（キョン・ムンソン）／金・張法律事務所

韓国弁護士。2004年韓国ソウル大学校法学部卒業。2007年から2014年まで法務法人（有限）律村にて、2014年から金・張法律事務所にて勤務。日本企業向けの法律諮問アドバイザー（金融、企業法務、不動産）を主に担当。

洪廷昊（ホン・ジョンホ）／金・張法律事務所

韓国弁護士。2010年韓国ソウル大学校政治学科および同大学院卒業。2013年ソウル大学校法学専門大学院卒業。2013年から金・張法律事務所にて勤務。企業法務アドバイザーおよび訴訟を主に担当。

11 ユン・ジンス「契約当事者の確定に関する考察：特に預金契約を中心に（下）」法曹495号18頁。

12 キム・前掲注5・414頁。

13 キム・前掲注5・405～406頁。

ドイツ法では、共同相続財産は共同相続人全員の遺産合有だから、預金の払い戻しに限らず、遺産分割前の共同相続人の1人による権利行使は困難である。ただし、ドイツでは、遺産裁判所が、相続人の権限を証明する相続証書を発行する。さらに、金融機関は、共同口座の連帯債権口座を用意し、預金者の1人が死亡しても、他の共同預金者の権利行使が可能なサービスを提供し、さらに、死後の代理権による預金の処分の書式を用意している。だから、ドイツ法での相続預金に関する法制度は、予防法学に重点がある。

1 はじめに

ドイツ法は、英米法とは異なり、相続財産を財団として遺産の管理・清算を行った後に、相続人に財産を引き渡すという清算主義をとらず、他の大陸法諸国（および、わが国）と同様に、被相続人の死亡と同時に（当然承継〔Vonselbsterwerb〕）、相続財産は積極財産・消極財産を含めて包括的に相続人に移転する（包括承継〔Gesamtrechtsnachfolge〕）。ただし、わが国とは異なり、ドイツ法では、相続財産は共同相続人の合有（Gesamthandsgemeinschaft）に属する。だから、相続財産に属する個々の財産（動産、不動産、債権など）に関して、共同相続人は具体的な持分を持たず、単独ではその処分はできない。しかも、例えば、傍系では再代襲がないわが国（民887条3項、民889条2項）とは違って、ドイツ法ではほぼ無制限の血族相続が認められている（第1順位：被相続人の直系卑属〔ドイツ民法〔BGB〕1924条1項〕、第2順位：被相続人の両親とその直系卑属〔BGB 1925条1項〕、第3順位：被相続人の祖父母とその直系卑属〔BGB 1926条1項〕、第4順位：被相続人の曾祖父母とその直系卑属〔BGB 1928条1項〕）(1)。しかも、戸籍制度は存在しないから、相続人の探索に多くの時間と手間を要する場合もままある。だから、ドイツでは、一般に遺産分割前の相続財産に属する権利の共同相続人の1人による行使は、わが国に比べて困難である。

他方で、ドイツの銀行の普通取引約款では、預金の払い戻しには、遺産裁判所の発行する相続証書、遺言執行者証の提示が要求されている（銀行普通取引約款〔AGB-Banken, Grundregel für die Beziehung zwischen Kunde und Bank〕5条）(2)。ところが、相続証書の発行には時間を要する場合がしばしばであり、しかも、手続きの煩雑さと費用を考えると、これを回避したがる相続人も少なくない。そこで、預金口座に限らず、予防法学が発展しており、金融機関は共同口座の一種である連帯債権口座（Oder-Konto）を用意し、配偶者間では、これが、利用されることが多いようである(3)。加えて、死後の預金の処分に関して、権利者（預金者）の死亡後も存続する持続代理、および、死後に始めて効力が発生する死因代理が普及している。

つまり、ドイツ法での遺産分割前の相続預金に関しては、予防法学的な措置に重点があると考えられる。以下では、わが国の相続制度と対比するために、まず遺産合有について一瞥した後に（2）、相続証書の意味と発行手続き（3）、および、遺言（4）、遺言執行（5）による相続の証明を概観し、その上で、金融機関の用意する共同口座（6）、さらに、持続代理・死因代理による予防法学的な措置（7）について見ていくこととしたい。

2 遺産合有

相続人が複数の場合は、被相続人の死亡と同時に被相続人の財産は複数の相続人に帰属し、共同所有財産となる（BGB 1922条1項、2032条1項）。共同相続財産には権利能力はないが、共同相続人の固有財産とは別の特別財産となる。だから、共同相続財産は、ドイツ民法の認める組合（BGB 718条1項）、および、夫婦財産の財産共同制（BGB 1416条1項）(4)と並ぶ、合有の財産共同体（Gesamthandsgemeinschaft）である。その結果、個々の共同相続人は、相続財産の全体に対する持分を取得し、その処分は可能だが（ただし、他の共同相続人は先買権〔Vorkaufsrecht〕を行使できる〔BGB 2034条～2037条〕）、遺産に属する個々の財産に対する持分を単独で処分することはできない（BGB 2033条2項）。組合、夫婦財産の財産共同制では、持分の譲渡は認められていないが（BGB 719条1項〔組合〕、1419条1項〔夫婦財産〕、これが共同相続財産で可能とされているのは、共同相続財産が被相続人の死亡という偶然により発生し、しかも、遺産分割による清算を予定されている合有だからである(5)。さらに、現実には、持分の譲渡は、共同相続人間で遺産分割の手段として利用されている(6)。

ドイツ民法が共同相続財産を共同相続人の合有とした目的は、相続財産を責任の基礎として保持する被相続人の債権者（遺産債権者）の利益を守ることである。だから、（i）相続財産は相続人の固有財産と分離され、共同相続人の債権者は相続財産に執行できない（民事訴訟法〔ZPO〕747条）。（ii）共同相続人に相続財産を共同で管理させ、相続財産に属する目的物の処分を共同で行わせることで（BGB 2038条〔管理〕、2040条〔処分〕）、相続財産は一体化される。ただし、遺産に属する債権に関しては、各共同相続人は単独で全ての相続人に対して給付することを請求して、債務者を遅滞に陥らせることが可能である（BGB 2039条1項）。これは、共同での相続財産の管理・処分の原則（BGB 2038条、2040条）に対する例外であり、法律の規定した授權（＝自分の名前で他人の権利を行使すること）だと説明されている(7)。（iii）加えて、代位の原則（BGB 2041条）によって、相続財産に属する権利、相続財産に関する法律行為により、又は、相続財産に属す対象の滅失・損傷・侵奪の補償として、取得された全てのものが、物権的に相続財産に帰属することが保障されている（物権的代位）(8)。もちろん、以上のような制度は、相続財産の迅速な処分を困難にし、しかも、共同相続人の1人でも反対すれば、処分が不可能となることは、制度の欠陥だとは認められている。しかし、それでも、相続人は相続債権者の利益を優先し（BGB 2046条、2047条）、しかる後に、残された遺産を相続人が取得することを、ドイツ民法は予定している(9)(10)。

3 相続証書（Erbschein）

（1）相続証書の意味

相続証書は、相続権とその範囲に関する公的証明書である（BGB 2353条）。もちろん、相続証書の発行によって、表見相続人が真正相続人となることはない。しかし、相続証書の記載には、公信力があり、相続証書に記載された権利者と取引した者には、取引の安全が与えられる（BGB 2366条〔公信力〕、2367条〔相続証書に記載された権利者への給付による免責〕）。だから、原則として、銀行は相続人からの権利行使に、相続証書の提示を要求する（ただし、後述する例外がある）。さらに、不動産の登記でも、

相続証書は同様の役割を果たしている(11)。相続証書が証明するのは、相続権、相続分(BGB 2353条)、および、後位相続([Nacherbe] BGB 2363条)による相続人(12)、又は、遺言執行(BGB 2364条)による相続人の処分権の制限である。他方で、相続人の債権的な義務は、相続人の処分権とは無関係だから、相続証書には記載されない。

(2) 相続証書の効力

相続証書によって、(i) 相続証書に記載されたとおりの相続分を有すること、(ii) 記載されない制限は存在しないことの推定が与えられる。ただし、これは権利の推定であり、反証が可能である。しかし、相続証書は、(相続)裁判所が相続証書を交付した時から、裁判所が相続証書を回収するか、効力がないと宣言するか、相続証書の占有者から真実の相続人の請求によって相続証書が遺産裁判所に返還された時までには効力を有する(BGB 2361条1項、2項、2362条1項)。その結果、例えば、相続証書に単独相続人と記載された表見相続人から動産を購入した善意の第三者は、動産は被相続人の意思によらず占有離脱したとみなされるから、善意取得はできないが(BGB 932条、935条1項)、相続証書の公信力によって動産の所有権を取得する(BGB 2366条)。以上の公信力は、処分行為に適用されるから、不動産、債権、特許権などの処分にも及ぶことになる。さらに、相続証書に記載された権利者に弁済したときは、債務者は免責される(BGB 2367条)(13)。だから、相続証書の提示を求めることが、銀行にとって最も安全な相続預金の払戻しの実施方法である。

(3) 相続証書の手続き

相続証書は、被相続人の死亡時の住所地の区裁判所(Amtsgericht)の遺産に関する部の遺産裁判所(Nachlaßgericht)への申請権者の申請によって行われる。申請権者は、単独相続人、共同相続人の1人又は全員、および、先位相続人、後位相続が開始したときは後位相続人(BGB 2353条、2357条1項)、さらに、遺言執行者と被相続人又は相続人の債務名義を有する債権者である(民事訴訟法[ZPO] 792条、896条)。他方で、遺留分権利者、受遺者などの利害関係人には申請権がない。申請に際しては、相続証書の内容を特定させるために、(i) 相続分(「単独」「3分の1」、(ii) 制限(後位相続、遺言執行)、(iii) 申請の原因(遺言、相続契約(14)、法定相続)、(iv) 相続証書の種類(単独相続、共同相続、又は、申請者の相続分だけに関する一部の相続証書)、さらに、(v) 例えば、法定相続なら被相続人の死亡時などのBGB 2354条の規定する事項を具体的に示し、それに関する書類を提出する必要がある(遺言相続では、BGB 2355条)。

相続証書の発行手続きは非訟事件だから、職権主義が適用され、遺産裁判所は申請が妥当だと判断したときは、相続証書の発行の決定を下し(BGB 2359条)、申請者に交付されると相続証書は効力を持つ。例えば、Aが同時に単独相続を証明する相続証書の申請を行ったとき、あるいは、遺言能力に疑義のあるときでも、決定を下しうるときは、遺産裁判所は相続証書の発行を決定する(例えば、Aの申請を却下し、Bの申請を認容する)。さらに、相続証書は申請のとおり発行されるべきであり、例えば、単独相続の申請に対して共同相続の相続証書は発行できず、申請を却下すべきだと解されている。相続証書の申請の却下に対しては、抗告が可能である。相続証書が発行されたときには、遺産裁判所が相続証書を回収して効力を失わせることを目的に、抗告が許されている(BGB

2361条)。例えば、相続証書の記載内容が最初から誤りだったときの他に、後に遺言が発見されたような場合である。さらに、真正の相続人には、相続証書の所持者に対して、通常訴訟で相続証書の返還を請求する実体法上の権利があり（BGB 2362条）、返還によって相続証書は効力を失う（BGB 2361条1項1文の類推）(15)。

4 遺言 (Testament)

上述したように、相続による処分権の帰属を解明するために、銀行は原則として、相続証書、遺言執行者証、および、必要な書類の提示を請求できる（AGB-Banken 5条1文前段）(16)。ただし、銀行預金の処分と相続に関する予防法学に関する論文には、以下のような記述がある。すなわち、債権者は権限の証明には相続証書を提示する義務があるという一般原則は存在せず、しかも、その費用などの理由で相続証書の発行を望まない相続人も存在するから、銀行は遺言の提示で支払いに応じるケースもあるが、その扱いに関して銀行実務は統一的ではない。ただし、遺産が少額の場合は、少なからぬ銀行が遺言で払戻しを行うが、後に相続権がないことと判明したときに備えて、処分の責任を負うという意思表示（いわゆる「責任表明 (Haftungserklärung)」）を要求することがある。さらに、遺言が裁判所によって検認されていれば（BGB 2260条）、銀行は責任表明を放棄することもある。しかも、銀行に過失がなければ、銀行の普通取引約款（AGB-Banken 5条3文、4文）で免責される。さらに、顧客は銀行の官僚的な対応を望まないから、相続証書の手続きは放棄されている。銀行が検認された遺言の提示を無視して、相続証書を必ず要求すれば、法律の素人の顧客には理解不可能である。ただし、遺言を審査して、遺言解釈が困難、又は、遺言が不明確な場合には、遺言解釈を誤れば免責されないから、銀行は相続証書を要求することになる(17)。

5 遺言執行 (Testamentvollstreckung)

被相続人が遺言執行を指示し、しかも、特に、遺産額が多ければ、銀行は遺言執行者証（Testamentvollstreckzeugniss）を要求することが希ではない。なぜなら、遺言執行者の権限について被相続人が制限を課している可能性があるからである（BGB 2208条1項）。さらに、遺言執行者証にも相続証書と同様の公信力が付与されているが（BGB 2368条2項、2365条、2366条）、これも遺言執行者の職務の終了とともに終了する。さらに、遺言執行者証は、回収又は遺産裁判所の宣言で効力を失う（BGB 2368条3項、2361条）から、場合によっては、銀行は遺言執行の存続について遺産裁判所に問い合わせるのが適切であると指摘されている(18)。

6 共同口座 (Gemeinschaftskonto)

共同口座には、連帯債権（預託）口座（Oder-Konto, Oder-Depot）と共同（預託）口座（Und-Konto, Und-Depot）がある。ただし、後者は、口座所持人の共同でだけ処分が可能だから、死亡者の相続人と生存所持人が共同で口座を処分する必要がある。その結果、共同（・預託）口座では、とりあえず銀行には相続に関しては不明だから、銀行口座の取引はブロックされることになる。

他方で、連帯債権口座では、被相続人、および、今1人の口座所持人が、どちらも他方

の所持人の関与なしで口座の処分が可能と銀行と合意する。その結果、口座所持人の1人が死亡したときは、生存する口座所持人の処分権は継続し、預金の払戻しも自由である。銀行は死亡した口座所持人の相続人を知っていても、生存する口座所持人の自由な処分を認める。口座所持人は、銀行との契約相手方であり、死亡した口座所持人の（未だ明らかではない）相続人の代理人ではないからである。だから、代理権の濫用を観念する余地はない。ただし、口座所持人が遺産を害するために契約上の地位を濫用していると判明した限りでは、口座に対する保護義務が発生し、死亡した口座所持人の相続人に対する生存する口座所持人の予定する処分を通知することになる(19)。

さらに、少なからぬ銀行の口座開設の契約の書式では、生存した口座所持人に、今1人の口座所持人が死亡したときは、口座契約を解消する権利が規定されている。この効力は、死亡した口座所持人の相続人にも及ぶ。加えて、よく使われる契約書では、口座の解約権には、死亡した口座所持人の相続人の撤回が留保されている(20)。

7 持続代理と死因代理

銀行で使用されている代理権に関する書式（Formular）では、原則として、顧客の死亡で代理権は消滅するとはされていない。かつ、ドイツ民法では、代理権は原因関係（例えば、委任）の存続に従うとされ（BGB 168条1文）、かつ、委任契約は疑わしい場合には委任者の死後も存続すると規定されている（BGB 672条1文）。その結果、顧客が生前に代理権を付与していたときは、代理権は存続する。いわゆる「持続代理（Vollmacht über den Tod hinaus）」である。加えて、銀行の通常の手書は、死後に始めて代理権が発生する死後代理（Vollmacht für den Todesfall）を規定していることが普通である。かつ、その範囲は、預金（・預託）口座に関する全ての処分、つまり、現金の引き出し、振込、有価証券の売却、買入、預金（・預託）口座の解約にまで及ぶ。さらに、代理権授与の手書を利用することの銀行の側からの利点は、（i）代理権授与の手書から、顧客の署名を確認できること、（ii）代理権の範囲が手書の条項から明確になること、（iii）銀行が代理書面を保管しておけば、代理権の存続に関する信頼が保護されることだと指摘されている(21)。

ただし、持続代理、死後代理に関しては、相続が開始した後の本人は相続人に他ならないから、代理人による処分（特に、無償処分）は本人の利益と抵触する可能性がある。そこで、本人の死後は、代理人は常に相続人の意思を確認し尊重すべきであり、相続人の利益は委任の解除、代理権の撤回によって守られるべきだという見解も存在する(22)。しかし、現在の判例・実務は、代理の基礎となる事務処理の内容は、被相続人により決定されているから、代理権の範囲で行為する限りでは、相続人の意思を確認する必要はないと解している(23)。だから、銀行は、預金者の相続人の意向を問い合わせる権利も義務もないことになる。ドイツ法では、持続代理、死後代理が慣習法的に普及しており、銀行取引でも有効な相続開始後の遺産の管理の手段とされていると考えられる(24)。

8 相続権の証明手段がないとき

最後に、死亡直後は口座の負担で支払うべき債務があるが、誰が口座の処分権者かが判明しない場合もある。その場合に、例えば、葬儀費用の弁済では、遺産の客観的利益と相

続人の少なくとも推定的意思に合致するから、事務管理による弁済が可能だとされている。さらに、相続証書の提示がないときは、法定相続人の確認は、銀行にとってリスクである。だから、銀行は全ての相続人の同意を得て、口座の処分が行われるようにすべきであると指摘されている。ただし、預金額が少ないときは、各々の金融機関の実務慣行に依存するが、金融機関に判明した全ての相続人が相続人の地位を銀行に確認し、責任表明を行えば、金融機関は払い戻しを行うケースも存在するとされている(25)。

8 おわりに

共同相続財産が共同相続人の合有となるドイツ法では、遺産に属する財産の迅速な処分は、一般的には困難である。しかし、相続人は、遺産をできる限り迅速に処分可能にすることを希望し、金融機関は、預金（・預託）口座の取引でのリスクを回避したいだろうから、両者の利害抵触が発生することは、わが国と同様であろう。しかし、ドイツでは、相続証書という公的な制度的支援がある他に、連帯債権口座、持続代理、死後代理などの予防法学的措置によって、一方では、銀行の免責、他方では、相続人の権利行使の迅速化、簡易化が図られている。ただし、持続代理、死因代理の効力には、それが遺産の清算ではなく、無償行為を目的とするときには、(他の)相続人との利害抵触から、その有効性に対する疑念が提示されてはいる(26)。しかし、本稿で取り上げた遺産分割前の預金債権の処分権に関する限りでは、事態に適合した予防法学的な措置だと評価できると考える。

(ふじわら まさのり)

(1) だから、ドイツ法では、相続人の不存在は極めて希であり、わが国の特別縁故者(民958条の3)のような制度は、議論はされても、立法には至っていない。例えば、藤原正則「最近30年間の遺留分をめぐるドイツの法改正論議—高齢社会の下の遺留分の存在論(二)」北法55巻4号1507頁以下、1510頁以下で紹介する、第49回ドイツ法曹大会(1972年)での議論を参照。

(2) 普通取引約款「顧客と銀行の関係に関する基本ルール」5条：顧客の死亡後、銀行は処分権の確認のために、相続証書、遺言執行者証、または、それ以外に必要な文章の提示を請求できる。外国語の書類は、銀行の要求があれば、ドイツ語に翻訳する必要がある。ただし、検認された終意処分(遺言、相続契約)の公証された複製、または、正本が提示されたときは、相続証書または遺言執行者証の提示を放棄することもできる。銀行は、終意処分で相続人又は遺言執行者とされている者を、権利者とみなし、その者に処分を行わせ、特に、債務からの解放の効果をもって、その者に給付できる。ただし、銀行がそこにあげられている者が(例えば、遺言の取消や無効で)処分権がないと知っていたとき、又は、過失で知らなかったときは、この限りではない。」ただし、最近のモデル約款では、最初の2文が削除され、「顧客の死亡後、銀行に対して顧客の承継人と称する者は、銀行に対して適切な方法で自身の相続の権限を証明する必要がある。」とされているようである(例えば、ドイツ銀行業者連邦連合会[Bundesverband deutscher Banken]のモデル約款)。

(3) 例えば、Wolfgang Burghardt, Verfügungen über Nachlaßkonten in der Bankpraxis, ZEV 1006, S.136ff., S.139では、配偶者間でのOder-Konto(連帯債権口座)の開設が推奨されている。ドイツのOder-Kontoと同様の機能を持つ、わが国およびフランスでの夫婦連名預金

に関しては、大村敦志「夫婦連名預金の法的性質（上）（下）」ジュリ 1 1 0 2 号 6 3 頁以下、1 1 0 3 号 9 1 頁以下を参照。

(4) ドイツ法の夫婦財産制には、剰余共同制 (Zugewinnngemeinschaft)、別産制 (Gütetrennung) 共同制 (Gütergemeinschaft) があるが、夫婦財産契約で特別な合意をしなければ、剰余共同制となる (BGB1363 条 1 項)。

(5) Lange/Kuchinke, Erbrecht, 5.Aufl., 2001, Beck, S.1086.

(6) Frank/Helms, Erbrecht, 5.Aufl., Beck, 2010, S.242.

(7) 前掲注 (6) Frank/Helms, aaO, S.248f.

(8) 前掲注 (5) Lange/Kuchinke, aaO, S.1086、前掲注 (6) Frank/Helms, S.241 を参照。

(9) 前掲注 (5) Lange/Kuchinke, aaO, S.1078. 付言すると、ドイツでは、有価証券預託口座 (Depot) が普及しており、この場合には、迅速な処分の可能性が奪われることは、(例えば、株式が上昇下落しているケースでは) 銀行預金よりも問題が大きい。

(10) BGB2046 条 1 項 1 文: 遺産からは、まず遺産債務が弁済される。BGB2047 条 1 項: 遺産債務の弁済後に残された剰余は、相続分に従って相続人に帰属する。

(11) Walter Zimmermann, Das Erbscheinverfahren und seine Ausgestaltung, ZEV 1995, 275ff., S.275. この論文は、家事事件手続に関する旧法下のもので、法改正で古くなった情報もあるが、相続証書の発行手続に関する詳細な文献である。

(12) まず先位相続人が被相続人を相続し、その後一定の事件が発生するか、一定の時間が経過した時に、被相続人を後位相続人 (Nacherbe) が相続するという法制度がドイツ法では認められている。先位・後位相続 (Vor-und Nacherbschaft) では、原則として、先位相続人 (Vorerbe) は使用収益権だけを持ち、不動産の処分、および、無償行為は制限されている (BGB2113 条)。先位・後位相続に関しては、藤原正則「ドイツにおける遺産承継ー [信託的] 譲渡を中心に」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』(日本評論社・2000年) 185頁以下、196頁以下とそこでの引証を参照。

(13) 前掲注 (5) Kange/Kuchinke, aaO, S.1000ff.、前掲注 (6) Frank/Helms, aaO, S.212ff.

(14) ドイツでは、死因処分として、遺言の他に、撤回不可能な終意処分である相続契約 (Erbvertrag、BGB 2274 条以下) の制度があり、前掲注 (2) の約款でも相続契約の書面の提示が求められている。相続契約に関しては、前掲注 (12) 藤原 208 頁以下とそこでの引証を参照。

(15) 前掲注 (6) Frank/Helms, aaO, S.218ff.、前掲注 (11) Zimmermann, aaO, S.276ff.

(16) 注 (2) の銀行の普通取引約款を参照。

(17) 前掲注 (3) Burghardt, aaO, S.137f.

(18) 前掲注 (3) Burghardt, aaO, S.138. 同様の問題のある遺産管理 (Nachlaßverwaltung)、遺産破産 (Nachlaßkonkurs) に関する記述もある。

(19) 共同口座に関しては、Assis・Beule・Heise・Strube, Handbuch des Fachanwalts, Bank- und Kapitalmarktrechts, 3.Aufl., Heymann, 2012, S.201ff.、Handelsgesetzbuch, Großkommentar, Band 4., Bankvertragsrecht, Erster Teil, Claus-Wilhelm Canaris, Gruyter, 2005, S.151ff. (Canaris) を参照。後藤紀一・Matthias Voth『ドイツ金融法辞典』(信山社・1993年) は、Oder-Konto を「単独払戻特約付連名預金口座、共有的連名預金口座」227頁、Und-Konto を「共同払戻特約付連名預金口座、合有的連名預金口座」313頁と訳している。

(20) 前掲注(3) Burghardt, aaO, S.137.

(21) 前掲注(3) Burghardt, aaO, S.137.同時に、公正証書による代理権授与でも銀行の書式を指示するのが安全であり、私文書では危険だから回避するのが賢明だと指摘されている。

(22) 例えば、Werner Flume, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, Das Rechtsgeschäft, 3.Aufl., Springer, 1979, S.847ff., S.876ff.

(23) 例えば、Palandt/Heinrichs, BGB, 63.Aufl., 2004, § 168 Rdnr.4.

(24) 以上の持続代理、死因代理に関する議論については、藤原正則「ドイツにおける生前処分と死因処分の傾向」新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』（日本評論社・2006年）199頁以下、234頁以下、および、そこでの引証を参照。口座所持人の死亡と、持続代理、死因代理の効力に関しては、前掲注(19) Canaris, S.140ff.を参照。

(25) 前掲注(3) Burghardt, aaO, S.138.

(26) 最近の文献として、Ulrich Seif, Die postmortale Vollmacht, AcP 200 (2000) S.193ff., S.196ff., S.238f.を参照。以上の紹介は、藤原正則「民法635条ただし書の強行法規性」椿寿夫編『民法における強行法・任意法』（日本評論社・2015年）265頁以下、特に、273頁以下を参照。